

# 第85回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第2日）

平成30年12月11日（火曜日）

出席議員  (14名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	石 堂 基
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (1名)	11番	岡 本 安 夫		
		※午後3時8分より早退		

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
	書記	大上千佳		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	山田裕彦
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	長峰忠夫
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	衣笠俊博
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	大永克司	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	安東文裕		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

## 【本日の会議に付した案件】

### 日程第1．一般質問

---

午前10時00分 開議

議長（山本幹雄君） おはようございます。議員の皆様、また、町当局の皆様には、本日もご出席を賜り、まことに御苦勞さまでございます。  
ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
なお、傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますよう、お願いいたします。  
直ちに日程に入ります。

---

### 日程第1．一般質問

議長（山本幹雄君） 日程第1は、一般質問であります。  
9名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名します。  
まず、初めに9番、岡本義次君の発言を許可します。

〔9番 岡本義次君 登壇〕

9番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。9番議席、岡本義次でございます。  
師走に入り、あと20日もすれば新しい年を迎えることとなります。今の天皇陛下が退位されまして、また、皇太子さんが新しく即位される、新しい元号に変わろうとしております。  
今年は、暖かい日が続いたと思えば、急に寒くなりまして、一昨日でしたか、雪がチラチラしておりました。気候の差が激しゅうございます。皆様におかれましてもお体を十分気をつけていただき、風邪とか引かれぬようにしていただきたいと思います。  
本日は、3件の一般質問をさせていただきます。  
1件目は、これでいいのか災害復旧工事。この場からの質問といたします。2件目、国民健康保険・介護保険等について。もう1点は、小・中学校のことについて。この2つ、3つにつきましては、議員席からの質問とさせていただきます。  
それでは、1件目の質問といたします。  
町内のある集落で災害復旧工事をしていました。しかし、田が崩落しており、田んぼが半分ほどになっておりました。あぜも何もしておりませんし、田にひびが入っており、雨が降ると、また、崩落すると思います。下側に蛇かごを設置していましたが、それだけでございます。  
農林振興課に、また、見に行き、どうすのるか。未だ工事をするのか。終わりなのか。田の所有者にその旨連絡するでなし、どうなっているのか。  
また、崩落した田の土砂を下の田に置いたのはいいのですが、それも取り除いてほかのところを持って行くのか、うんともすんとも地権者に言わなく、ほったらかしというような状態でした。  
課長に申し上げまして、課長には言ったんですけれど、忙しく、被災した箇所も多くあ

り、全部確認に行けないけれど、担当者に行ってもらい、報告を受けたら、どうする、こうするとの指示を出せばいいと思うのですが、ほったらかしでは、町民もどうなっているのだということで、こんな状態でいいのでしょうか。

それが仕事なら、もっと町民の負託に答えてやらないと、田も畑もつくらなくなると思います。崩落したところに石を蛇かごで積んだだけで、今まで4回も崩落したとかいうようなことを聞いておりますが、下の畑にも取り除いた土砂を、隅まで土砂をならすとかしないと、後の管理についても、草刈り等困ってしまうと思いますが、どう対処するのでございますか。お伺いいたします。

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 皆様、改めまして、おはようございます。今朝は、温度計零度になっておりまして、本当に冷えておりました。

ようやく冬らしい気候になったと言えば、そういう寒さなんですけれども、風邪もはやってきたことも聞いております。皆さんにおかれましては、それぞれ体調管理、十分お気をつけいただきたいと思います。

本議会、一般質問におきましては、今日、明日の2日間にわたりまして、9名の議員の皆さんから一般質問の通告をお受けしております。それぞれ、どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、まず、最初の岡本議員からのご質問であります、これでいいのか災害復旧工事ということについてのご質問にお答えをさせていただきますが、この農業施設災害につきましては、国の災害認定を受けられない、条件に合致しない、そうした災害が非常に多くて、そうした場合には、町単独災害として、地元施工によって、対応をさせていただいております。

また、その地元におきましても地元負担ということが必要となることから、それぞれ地元関係者で、そうした災害の復旧の施工範囲。また、工事の内容等、協議をさせていただいた上で、町に申請をいただき、町のほうでも査定をさせていただいて、この災害復旧工事を実施をさせていただいております。

そういう点において、岡本議員のご質問につきましては、その被災の箇所、また、関係者との協議の内容等を踏まえた上で、ご質問をいただかないと、正確なお答えができないところであります。

ただ、議員が、今、一般質問の通告の中で、何もしないで、ほったらかしにしていると。そのように通告をされておりますけれども、そういうことは、まず、絶対ないというふうに申し上げておきたいと思います。

ご指摘の箇所については、ある程度、調査をして、推測をした中で、答弁をさせていただきますけれども、その前に、毎年のように、次々と、こうした災害が発生をしております。そうした中で、今年も7月初めの大雨によって、町内かなりの箇所が被災をしたというところでありまして、今年、7月初めの豪雨に関する農業施設関連の災害復旧の現状、現況を、現在の対応状況というものを、まず、報告をさせていただいて、ご理解をいただきたいと思います。

7月3日から8日までに降り続いた豪雨によって発生をいたしました被災箇所につきましては、それぞれの集落の自治会長様に、7月25日までに調査をし、取りまとめた上で、その被害報告をいただいた件数が470件に上っております。

この報告に基づき、現地調査及び写真による判定を行い7月31日付けで、その報告に対する補助申請の可否決定通知を行っております。

農業施設の災害復旧には、地元負担を伴いますので、関係者で費用対効果などを含めて工法を検討された結果、470件のうち48件については補助申請を取り下げられましたので、422件が、その対象となっております。

その後、申請箇所の取りまとめなどを行い、集約の結果374件を補助対象といたしたところであります。このうち、10月末までに補助申請していただいた242件につきましては、補助金交付決定を行い、事前着手を含め、工事着手可能となっております。

残りにつきましては、自治会からの補助申請があり次第、速やかに査定を行い、交付決定を行う予定でございます。

さて、ご質問についてでございますが、ご指摘の被災箇所は、今年の災害ではなくて、昨年、平成29年度の災害にかかる町単独補助事業で実施をいたしました西河内の件かと思われまます。

この災害の状況につきましては、この農地、西河内につきましては、平成4年ごろには場整備事業がなされ、地形が、傾斜が非常に急なところでありまして、畦畔が非常に大きくて、水張り面積は、全体の3割程度しかとれていないというような条件の非常に悪いところであります。そのために、既に、耕作が行われていなくて、そういう長年耕作が行われていない農地の畦畔が崩れて、その下の農道及び、その下にありました、これも耕作がされていない農地に流入したものであります。

耕作をされておられませんので、国の補助災害には、当然、認定を受けられないということで、町単独事業として対応をしたものであります。

町単独補助事業は、自治会、または農会が事業主体となって工事を行っていただき、町が補助を行うもので、そのために、どういう復旧工事をするのか。そして、一番費用のかかる土砂の処分も含めて、地元関係者の方々の考えに基づいて施工をするものでありますので、町の担当者も助言をしながら、自治会、または農会からの補助申請を提出をいただき、基本的には、地元から提案のあった工法に基づいて施工となっております。

これは、農地は個人財産であり、本来、土地の所有者の方の負担によって復旧すべきものということが、原則なんですけれども、被災により耕作放棄や、そして、農地の荒廃につながるよう、農地だけでなく集落環境を守る観点から、町独自の補助制度で取り組んでいるものでございます。

近隣市町におきましても、同じような制度を設けて対応をされておりますが、その補助率は、大体50パーセントから60パーセントとなっております。佐用町におきましては、合併時点におきまして、旧4町それぞれ違っておりましたので、当時、一番補助率の高い旧佐用町の補助率に合わせて70パーセント補助ということ、例規で定めております。

しかし、平成21年に、あのような大きな災害となりました。その復旧を早くしなさいといけませんし、また、非常にそれぞれの土地所有者の負担が大きいということで、その負担率を半分に軽減をするということで、負担を15パーセント、町の補助を85パーセントということで、その復旧事業に当たったわけでありまます。

その後も、毎年のように災害が発生をして、災害における復旧工事、地元施工という形の場合に、その補助率については、その85パーセントを継続をさせていただいてきたところであります。それは、やはり町としても何とか財政が安定している中で、農地を、できるだけ、こういう状況の厳しい中で守っていただきたいという、そういう考えのもとに、そうした他の近隣市町と比べて、非常に高い補助率というもので、継続して対応をさせていただいているところであります。

ただ、しかし、例規上は、今、言いましたように、70パーセントというものであります。

そういう状況の中で、この件におきましては、自治会において、費用対効果が検討された結果、農道のみを復旧して、農地は耕作がされておりませんので放置するという工法を選択されたものでございますので、当然、地元協議がされて、その上で、決定をされ、施工されたというものであります。

そういう点について、地元でも、よくお話を聞いていただきたいというふうに思うところであります。

また、課長は、忙しくて、被災したところも多くあり、全部確認に行けないが、担当者に行かせて、報告し、どうする、こうするの指示をだせばいいのだが、ほったらかしてでは、町民はどうなっているのだと。こんなことでいいのかという叱責につきましては、今年の豪雨の際も担当課の農林振興課では、災害直後から、休日や夜間も費やし、現場確認や地元協議に当たり、状況の把握に努めてまいりました。

写真にて判定できるような事案につきましては、写真で判断を行い、複雑な案件や写真で不明確な案件につきましては、現場踏査を行っております。

また、地元からの申請内容や見積額に疑義がある場合などは、何度も現場を確認するなどして、献身的な業務の遂行に当たって、できるだけことは、職員として頑張ってもらっているというふうに思っており、今、お話のご質問にありましたような非難を受けるようなことはないというふうに考えております。

ただ、被災件数が数多くございましたので、今年の災害については、一日に処理できる件数も限られておりますことから、今まで時間がかかっておりますが、その点については、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本君。

9番（岡本義次君） 他の市町村と比べて、50、60パーセントのところを、佐用は70パーセント。そしてまた、上限の85パーセントまでを、そういうしております、この点につきましては、大変、評価できることだと思います。

そして、件数も多く、農林振興課の課長をはじめ課員の皆さんが遅くまで、そしてまた、土曜日、日曜日まで足を運んだりして頑張っていることは、私も認めております。感心するところでございますけれど、言いたいことは、いわゆる、その工事を、これで済んだんですよとか、そして、これでいいんですよという、そういう報告がなくて、そういう所有者、地権者が、どんなんやろかということで、何の連絡もないと、こういうことを言うて、待って待って、待っておったんですね。ですから、私は、そういうふうなことを聞きまして、雨が降るのに、傘を差して、長靴履いて、カメラ持って2回、現地も訪れましたけれど、そして、そのあと課長に言うておるで、連絡があると思うが、ありましたかと言ったら、まだないということで、どんなんやろかと、そういうことを心配しております。

昨日、一昨日も町を散歩しておりましたら、そういう言うても返事が返って来ないと、こういうことが多いんですよ。ですから、そのことを言うておるのでありまして、電話がかかってきまして、昨日、課長、副課長、担当者の方が、お家のほうへ見えたり、現地も行かれたと聞きましたが、その時に、どのような話になって、相手が納得もされ、どういうふうになりましたか。ちょっと、お聞かせください。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） まず、先ほど、何回もお答えの中で、説明させていただいたように、これは地域で、地元で、関係者で、協議をいただいて、その関係者で、もう既に、その了解をされた上で、施工をしているということ。このことを、しっかりと認識いただきたいと思うわけです。

ですから、それが、できたということ、その地権者なりの方にお話し、担当者のほうが確認をするということは、どの現場においても、これは一人一人はしておりません。これを町が施工しているわけではありませんので、地域で了解をされて、地元施工として管理をさせていただいて、それに対して、町は助成をしているということです。

ですから、岡本議員が言われるまで、これは去年の災害であります。今年の災害ではないんです。もうあと1年あるわけですね。この間、地権者の方も担当者のほうに、私のほうにも、そうした、これでは困るんだとか、どうなっているんだというような、そんな連絡なりお話しは、1回もないんですよ。

ただ、岡本議員が行かれて、そういうふうに言われたと。それは1年前の。言われたから、担当者のほうは、今年の災害なんだと思って、飛んで行ったら、去年の災害として対応して、今年の豪雨では、何も変わっていない。全然そこところは災害として、新たな災害は起きていないということで、帰ってきております。

ですから、その中で、また、さらにこうした質問があったので、私が、担当者のほうに、そういう中での話が、自治会なり関係者の間に考え方が違ったり、そういう思いがあるんだったら、どういうことなのかということ、ちゃんと確認して聞いてきなさいということ、を指示して行かせました。

だから、その点については、担当者のほうから報告させますけれどもね。そういうふうには、やはり、事業の内容を、よく見ていただいて、全体で、いろいろと返事がないとかという話は、また、別の話です。その点についても、そういう点があれば、改めていかなきゃいけないと思いますけれども、今回の質問、取り上げられた指摘、その内容について、まずは、しっかりと事実確認をさせていただきたいということ、をお願いしたいと思います。

じゃあ、担当者。課長。

議長（山本幹雄君） 農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） 今までの経緯で申しますと、今、町長のほうから答弁させていただきましたとおりでございます。

当然、地元施工ということでございますので、地元から町のほうへ完成しましたよということでの報告をいただいて、事業が完了したということでございますので、私どものほうから地権者の方に連絡するということは、町単補助事業につきましても、全く行っておりません。

今年でございますけれども、岡本議員のほうから、そういった連絡をいただきまして、現地のほうも、私ではなかったんですけども、下の者に行かせました。

行ってみますと、平成29年の災害復旧の完成時から、全く状況は変わっていないので、被害はありませんということでの報告を受けております。

この部分につきまして、先日、お話を伺ったわけなんですけれども、当事者の崩れたほうの上側の田んぼの持ち主の方がおっしゃるには、平成4年に工事をして、平成5年、6年と連続で2回崩れたんだと。その当時は、元に戻してくれたということでお話だったん

ですけれども、ほ場整備直後でございますので、当然、手直し工事、または施工不良といった、どちらで行われたかは定かではございませんが、そういった形で、元の形状に戻したと考えられます。

3度目といたしまして、平成21年の水害の時に崩れたんだと。この時につきましては、合併後の補助制度でございます、10万円以下という工事でありますと補助が出ないということでございましたので、その時は、自分で直すように指示をされたということで、おっしゃっていました。

今回、平成29年に崩れましたので、地元のほうで協議していただいた結果、地権者もお話を、自治会長さんからお話をされまして、本人さんのほうも耕作をしていないから、畦畔はもう要らないと思っていたと。ただ、ご本人さん思われていたのは、昔のように戻るというふうには考えられていたような経緯はあるようですけれども、自治会長さんのほうからは耕作していないのでというお話はされていたようでございます。本人さんの思いが若干ずれていたという形の中で、お話をさせていただき、その補助制度についても、耕作していない農地については、個人財産の保護で、利用もされていないのに町の補助は出せないんですよというお話をさせていただきましたら、それは十分理解できるということで、お話をいただいております。

下の方につきましても、土が置かれているということで、置いてもいいですということでお話しさせていただいたと。全体に広がるのかと思っていたら、一部広がっていないところがあるということでお話でございましたけれども、排水路が設置してございまして、その排水路へ水を誘導するために段差が設けられているというふうな形状であるというような説明のほうを自治会長さんのほうされていまして、そのままということで、先日は、お話のほうわかれたような状況でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本君。

9番（岡本義次君） どう言うんですか、そういう地元施工の場合は、自治会長さんに、もし竣工、もし完成した時に、ちゃんと、その地権者、所有者に説明してやる必要があるということで、それは、どこの自治会長会議にでも言うてやっておかんと、本人が、それが済んだんか、済んでないんかわからんようなことで、もやもやしたまま、ずっときておったんじゃないかと思うんですよ。

ですから、そこらへんで、どうなんやろうか。まだ、これで終わるんやろうか。まだ、してくれるんやろうか。そういうようなことで、本人が、ずっと思ってきておったと。

ですから、私は、平成30年災害か平成29年災害かというのは、本人が言わなかったし、その近隣の人が、そのように話出なかったの、そういう私が見逃した分もあるかもわかりません。

しかし、本人が、その1年間ずっと思っておったということであれば、それは確か、役場に自分が連絡しなかったんが悪かったんかもわからんけれどね、だけど、そういう、どっちかのミスマッチがあって、そういうふうな結果、まだしてくれるんやろうか。どんなんやらかいいうふうなことで、ほな自治会長からも、当然、そういう、これで終わったんですよという、確かな報告がなかったんじゃないか思う。

ですから、本人、大きな企業に勤めて、ちゃんと、いろいろこういうこともできたり、普通話すれば、全然、すぐ理解できる方なんですよ。

ですから、それができていなかったということに対して、やっぱり、そういう連絡は徹底





でも、先ほど、課長も申しましたように過去の経過を見ても、何回も落ちていると。それは、あそこが地形的に水がたまって、地下水が出るところなんですよね。だから、そこへ、幾ら土を持って行ってふたをしても、それまた、すぐ流れてしまうという危険が高いわけです。

そういうことがあって、地域としても、これは放棄もされるということで確認をされたわけですから、その点は、よく現場も見ていただいて話しをしていただかないと。

議長（山本幹雄君）            ちょっと、待ってください。

先ほど、岡本議員の発言は、課長に対する※※という発言がありました。※※なので。これは、ちょっと不穏当発言等になりますので、発言の取り消しを、まず、されませんか。されますか。

9 番（岡本義次君）            はい。

議長（山本幹雄君）            ほな、岡本義次君。

9 番（岡本義次君）            ほな、※※という件につきましては、取り消しといたしますけれど、まだ、半年ということの中で、大変えらい目に遭われておるといことです。

それと、自治会長を別に悪いという言い方じゃなくって、やっぱり連絡を密にしてもらいたいと、こういうことを申し上げておるのでありまして、ですから、そして、私も現地へ2回行って見たんですけど、その工事して、その傾斜のどこ含めても草は生えていませんでしたよ。ですから、今年の災害か、去年の災害かいうの、私も判断、私も専門家じゃなかったの、わからなかったけれどね。

そやけど、やっぱり、そこまで、件数も多くて大変だったと思いますけれど、やっぱり、そういうことを、今後、連絡を密にさせていただいて、やっぱり双方、やっぱりしてもらわんと、みんなが、どんなんやろうかということまで待っていますので、そこだけ、ひとつお願いしたい思います。

本人は、もう既に、昨日、行かれて、もう納得して、もうしょうないなということで、確認はされたんやね。課長。

議長（山本幹雄君）            岡本議員。

9 番（岡本義次君）            はい。

議長（山本幹雄君）            ここは、あくまでも質問の場なので、当局に対する施政を聞くといところなので、お願いしますと、あまり明言されると、私は、どうぞと、次、言えなくなりますので、ちょっと、今の部分も質問やりなおしてください。

9 番（岡本義次君）            ですから、昨日、課長が行かれて、本人も納得され、承知もしたということですかということです。

議長（山本幹雄君）            はい、衣笠課長。

農林振興課長（衣笠俊博君）    私どもが説明させていただき、自治会長さんのほうからもご説明があったわけですけども、その中で言われることは理解しましたと。

ただ、納得したかと言いますと、ご本人さんのほうは、まだ、そこまでということではなかったと思うんですけれども、耕作をされるのであれば、再開されるのであれば、補助制度によって、再度、農地を整備するということは可能ですので、ご相談してくださいということでの伝達のほうをさせていただきましたが、もう耕作の意思は全くないということでおっしゃられていました。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 岡本君。

9 番（岡本義次君） わかりました。

昨日、3人の方、そして、自治会長も行かれたんかと思うんですけれども、それで本人がわかったということであれば、もう仕方がないかと思えます。

しかし、これからは、そういうどちらもミスマッチがないような格好の中で、連絡だけは密にさせていただきたい。このように思います。

それでは、2件目の質問とさせていただきます。

国民健康保険・介護保険について。

佐用町は高齢化率も毎年上がり 40 パーセントに近くなっておりますけれども、国民健康保険や介護保険がどんどん増えていき、一般会計からの繰り入れも増えております。

歳がいき、医療費も増えてきますが、少しでも多くの町民が医者にかからず、元気でいてもらうのが一番だと思えます。元気でいてもらうために、町としてはどんな取り組みをしておるのか、お示してください。

健康づくりのハイキング、歩こう会や健康体操、そして、グラウンドゴルフなどもあろうかと思えますが、参加した町民にスタンプ手帳を渡して、参加した人にスタンプを押し、全体の8割と書いておりますが、これ何割がいいのか知りませんが、行事に参加した参加者に町内で使える商品券を渡し、多くの人が参加してもらい、元気でいてもらえば、医療費も安くなると思えます。いかがでしょうか。

医療費と、元気でいてもらったほうが安くつくと思えますが、そういう比較はしたことはありますか。

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、岡本議員からの2点目のご質問であります国民健康保険・介護保険についてにお答えをさせていただきます。

まず、1点目の少しでも多くの町民が元気でいてもらうために、町としてどのような取り組みをしているのかという点についてでございますが、町では、平成19年3月に「健康さよう21、佐用町健康増進計画」、また、平成22年3月に「佐用町食育推進計画」を策定をし、豊富な地域資源を健康増進や食育にも十分に活用して、町民一人一人はもとより、地域のさまざまな活動主体や行政が連携しながら健康づくりの輪を広げる活動をしているところでございます。

その後、平成28年3月に策定をいたしました「第2次佐用町健康増進計画・食育推進計画」では、「世代を超えて、地域みんなで健康づくり」を基本理念として、その実現を目指して、「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「睡眠・休養・こころの健康づくり」、「たば

こ」、「アルコール」、「歯と口腔の健康」、「生活習慣病」、「食育」の8分野で、基本目標を設定をして、乳幼児期から高齢期までの全ての世代での取り組みを推進をいたしております。

この第2次計画の策定時に実施をいたしましたアンケート調査の中で、「健康のために体を動かすように心がけていますか。」という質問に対しましては、男性 21.3 パーセント、女性 17.6 パーセントの方が運動習慣があると回答をされ、前計画策定時の平成 18 年の男性 7.7 パーセント、女性 9.8 パーセントと比べると、かなり伸びて改善傾向にあり、健康への関心が高まっていることが伺えます。

住民が生涯にわたって元気にいきいきと暮らしていくために、そのきっかけづくりとして、町では健康づくり教室の開催や、生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進に努めております。

働く世代にウォーキングの習慣をつけていただくための健康ウォーキング講習会や職場対抗ウォーキングの実施、各種健康教室、講演会、健康ポイント制度、健康フェスティバルの開催など、あらゆる世代に対して、いろいろな機会を設けて、運動の実践や食育、健康づくりにつながるよう努めているところでございます。

また、介護保険の分野での取り組みといたしましては、65 歳以上の方が対象となる一般介護予防事業において、「介護予防把握事業」、「介護予防普及啓発事業」、「地域介護予防活動支援事業」などを実施いたしております。

特に筋力アップ・転倒予防に効果が高いとされる「いきいき百歳体操」と認知症の予防として「頭と体の健康教室」にも力を入れているところでございます。

次に、2点目の健康づくりのハイキング・歩こう会や健康体操等に参加した町民にスタンプ手帳を渡して、参加した人にスタンプを押して、参加者に町内で使える商品券を渡して、多くの方が参加し、元気でいてもらえば、医療費も安くなると思うが、いかがかということについてであります。町では、既に、平成 28 年度から健康ポイント制度に取り組んでおります。これは、楽しみながら健康づくりをする方を応援する事業で、さよう健康ポイント手帳にスタンプを集めていただき、応募者のうち抽選で「子育て支援・ふるさと振興券」をプレゼントするという制度でございます。ポイントは、特定健診や人間ドックなどの健康診査の受診や、町商工会協力の健康応援店でヘルシーメニューを食べたり、ウォーキングやいきいき百歳体操などに参加することによりためることができるものでございます。この取り組みを生活習慣病の予防や健康づくりのきっかけとなるように、さらに工夫をして制度の周知を図りたいと考えております。

3点目の医療費と、元気でいてもらったほうが安くつくと思うが、そういう比較をしたことがあるのかという点についてでございますが、国民健康保険の医療費については、高額な医療費を要する疾病もあれば、そうでない疾病もございます。高額な医療費を要する疾病にかかった方の人数により全体の額が大きく変わってきますし、早期で医療機関にかかり早く治療する方もあれば、我慢できなくなるまで待つて医療機関にかかる人もあろうかと思っておりますので、単純には、医療費と元気との比較をすることはできないと考えます。

ご指摘のように、病気にかからず元気に暮らすことは、誰もが一番望んでいることでありますので、今後につきましても、生活習慣病の予防など健康増進の普及に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君）

岡本義次君。

9 番（岡本義次君） 私も、つい最近、西新宿の菖蒲園から小学校までのハイキング、久崎の地域づくり協議会主催で 70 人ほど、ずっと山を歩いてきました。初めての学校跡地でありましたけれど、やはり、その同じ時に、上月も高倉山ですか、ずっと歩いたと言われております。

方々で、そういう健康づくりのために、そういうことがなされておりますけれど、これ全体で、最近、確か増えてきたと思いますが、その歩こう会とかされております。それは、どうなんでしょうか。全部、担当課のほうに連絡があって、そういう何か、券も渡されておるといってございまして、全部把握されております？そして、どういうことを、各地域でやられておって、何回ぐらい。大ざっぱでいいです。何人ぐらいの方が、何回ぐらいやって、何人ぐらいの方が参加されて、そういう該当された方が、そういう今、ふるさと何とか券ももらったとかいうようなことが言われておりますが、そういう該当者は幾らぐらいあったんでしょうか。課長。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） お答えいたします。

まず、町長の答弁にございました職場対抗！60 日チャレンジ健康ウォークですけれども、これは、比較的若い方に参加していただく行事でございまして、実績といたしましては、平成 28 年度に 28 組、1 組 5 人で参加していただくことになってございまして、140 名の方の参加がありました。それから、平成 29 年度では 25 組、125 名。現在、平成 30 年度の取り組みをしておりますけれども、平成 30 年度につきましては 27 組、135 名の方がウォーキングに取り組んでいただいております。

内容といたしましては、職場対抗！60 日ということにございまして、おおむね 11 月の初旬から年内にかけて 60 日間で 5 名の方で、それぞれ 1 人ずつ毎日ウォーキングに取り組んでいただくと、健康づくりに力をつけていただくというような行事でございまして。

それから、先ほど、さよう健康ポイントの答弁にございましたが、こちらにつきましては、まず、自分の健康を知ること。それから、減塩等の食べることに気をつけること。それから、運動することという 3 つの部門でポイントをつけていただくということで、健診につきましては 2 ポイント。それから、それぞれの部門でポイントをつけて、合計 5 ポイント以上になりますと応募ができるというような取り組みにしております。

この周知につきましては、毎年 7 月、8 月に特定健診、がん検診を行っておりますけれども、その受付の場で、そういった健康ポイント手帳のほうを配布をいたしまして、それで住民の方々に健康づくりに役立てていただくというふうな取り組みでございまして。

なお、5 ポイント以上集まった方で、応募をいただいた方なんですけれども、まだまだ、数のほうが少ないという実態でございまして、平成 28 年につきましては 31 名、平成 29 年につきましては 32 名の実績が現在のところあるということにございまして。

以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本義次君。

9 番（岡本義次君） そのポイント、平成 28 年が 31 年、平成 29 年が 32 名、お話ありましたけれど、そのポイントでは、何か、そのポイントによって商品券、何ぼぐらいの商品券が行っておるんですか。使えるというのか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） はい、お答えします。

応募のあった方のうち、50 名を上限として進呈するというので、子育て支援・ふるさと振興券なんですけれども、1,000 円分の振興券のほうを配布をしております。

〔岡本義次君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本義次君。

9 番（岡本義次君） やっぱり、そういう町内で使える商品券いうのか、商店街の方に使ってもらって、そこで使えると、ですから、そういう自分が元気で、いつまでも、そうやって参加していただいて、多くの方が、より多くが参加してもらうことによって、健康が保たれて、医療費も少しでも安くつくつくと、そういうことで、担当課としても、そういう、いろいろなことも考えて、地域とともに頑張ってもらいたいと、このように思います。

この件につきましては、以上です。

3 つ目のことにつきまして、小・中学校のことについて、先日、オープンスクールがありまして、小・中学校にも行きました。

そこで、先だっても、教育委員会の、こういう（聴取不能）もいただきました。

お伺いいたします。

1 っ、町内の小・中学校で不登校の生徒・児童はおりますか。

1 っ、町内の小・中学校でいじめの実態はどのようなのでしょうか。

1 っ、町内の小・中学校で本を何冊ぐらい読んでおりますか。

1 っ、町内の小・中学校の生徒・児童の挨拶は、学校なり登校、下校の折も含めてですね、よくできておりますか。

1 っ、町内の小学校で統合した学校の児童のバスで通学しておりますけれども、体力測定し、徒歩で来ていた時とバス通学になってからの比較いうのですか、どのようなのでしょうか。

それから、1 っ、三日月で毎年マラソン大会がありますが、小・中学の生徒・児童がなぜ全員が参加しないのでしょうか。これは、元気な子は、ビューっと走ったらええし、もうひとつ体的に、そんなに元気でなければ、そんなに速く走らなくても参加するという意味で上げております。

1 っ、町内の小・中学校で給食を取り入れておりますが、全体で食べ残しなんかは、どのようなのでしょうか。そして、食物アレルギーの生徒・児童は全体で何人ぐらいおりますか。

1 っ、小・中学校の生徒・児童が家の手伝いをしている、そういうような実態はつかんでおりますか。

以上のことをお伺いします。

議長（山本幹雄君） はい、平田教育長。

教育長(平田秀三君) それでは、岡本議員からの3番目の質問についてお答えいたします。

平成28年9月の定例議会におきまして、同様の質問をいただきました。その時にも答弁させていただいたんですけれども、改めて、もう一度せよということですので、させていただきます。

ご質問の1点目、町内の小・中学校に不登校の児童生徒がいるかという点でございますが、県の教育委員会では、年間30日以上欠席を不登校の1つとして、基準としております。本町では11月末時点で、小学校1人、中学校4人が該当します。不登校や不登校傾向の児童生徒に対しましては、学校、保護者がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、適応指導教室等との連携を取りながら、個に応じた対応をとっているところでございます。

2点目の小・中学校でのいじめの実態についてでございますが、町教育委員会に報告があったいじめの件数は、昨年度、小学校はゼロ、中学校は5件、今年度につきましては、小学校が1件、中学校が1件です。いずれも、早期の対応を行っております。

いじめ対策に関しましては、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が制定され、いじめの定義が見直されました。本町におきましても、いじめの積極的な認知を各学校に周知しているところでございます。いじめはどの学級にもどの学校にも起こり得るんだという認識のもと、今後も未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。

3点目、町内の小・中学校で本を何冊ぐらい読んでいるのかという質問ですけれども、本年3月に策定いたしました佐用町子ども読書活動推進計画の取りまとめの際に実施いたしました実態調査の結果は、前回にも報告させていただきました。平成29年度におきましては、月に大体4冊以上本を読んでいる子供が小学生で4割、中学生になると2割というように下がります。ただし、この数値は、朝読であったり、業間読書であったりという、そういう本は含まれていないのが、実際、子供たちの感想の中からは出てきておりますので、もう少し、本自体では多いのではないかと、このように捉えております。

子供にとっての読書は感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするための源でございます。子ども読書活動推進計画に則って、町の図書館と学校が連携しながら子供の読書活動の推進を進めていきたいと、このように考えております。

4点目、小・中学校の挨拶ができてきているのかということですが、これは、受け取り方の感覚というか、感性じゃないかなと、このように思います。現在、学校に届いている評価で見ますと、おおむね非常によい評価を地域の方からもいただいております。ただ、それに甘んずることなく、各学校において、挨拶等の基本的な生活習慣の育成については重点を置いて指導をしております。十分でないところもあるかもわかりませんが、今後も継続していきます。そして、地域の皆さんからも、いろいろと子供たちへの声かけをいただければと思っておりますので、あわせて、よろしく願いいたします。

5点目の統合した小学校におけるバス通生の体力についてでございますが、バス通になったから体力が低下したという実態は、現場のほうからは見られないというように回答をいただいております。しかし、全国的に昭和60年ごろと比べると、やはり体力は低下しております。本町においても、同様のことが言えますので、今後も外遊びの奨励、体育の授業を通しての基礎体力づくりと、運動好きの児童生徒を育成し、生涯にわたって運動を楽しめる人づくりを目指していきたい。このように考えております。

6点目のさようマラソン&ウォークに小・中学生がなぜ全員参加できないのかという質問についてでございますが、例年町内の小・中学生の参加は1割程度で、ほとんどここまでも変動はございません。登校日としての全員参加にするのは、現状、非常に難しいもの

があります。参加者の募集につきましては、チラシを全戸配布し、参加を募っておりますが、マラソン大会というのは、競技性が非常に強いため、走ることに自信がある児童生徒でないと、なかなかエントリーしづらいことがあります。ご理解いただけたらと思っております。

7点目の給食の食べ残しと食物アレルギーの件についてでございます。先般も議員の各位にセンターを訪れていただいて、給食を食べていただいて、その際にも説明させていただいたと思うんですけれども、給食の食べ残しについて、いわゆる残菜率についてですけれども、平成27年度は0.14パーセント、平成28年度が0.17パーセント、平成29年度が0.14パーセント、近隣に比べると、非常に低い残菜率になっております。食べ残しが少ない理由としては、給食センターにおいて、味、見た目等、おいしい工夫をしてもらっていることと同時に、学校において指導がきちんとされていることではないかと、このように考えております。

食物アレルギーの児童生徒についての数ですけれども、今年度小学校では24人、中学校では11人の合計35人でございます。

アレルギー該当者の把握と対応につきましては、各校の入学説明会でアレルギーに関する書類を保護者に配布し、医師の管理票とともに提出していただいて、配慮が必要な児童生徒の把握をしております。さらに入学までに、学校長と養護教諭、栄養教諭が保護者と面談し、対応の仕方を相談しております。例えば、例としまして、アレルギー成分を抜いた献立の提供や、小麦を米粉にかえて対応する等、アレルギーのある子の魚、果物の種類を変えるなど、ヨーグルトをゼリーに変える等、いろいろと考えて対応しております。

最後、8点目のご質問、児童生徒の手伝いの状況につきまして、現在どれくらいの児童生徒が、毎日または日常的に手伝いができているかということですが、これについては、学校では把握しておりません。それぞれの各家庭でのしつけというように、私のほうは捉えております。できるだけお手伝いをしろよというぐらいいいことは言っております。そういうところでございます。

以上、質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本義次君。

9番（岡本義次君） 1番のことですけれども、小学校が1人、中学校4人いらっしゃるということで、これは、ある程度、前に上がっておった数字から、これだけ改善できたとか、そういうような兆候いいますか、何か数の、この30日以上ということで、この言われた1人と4人というのは、この今現在の平成30年度においてということですので、例えば、平成29年度とか平成28年度と比べて、そこらへんは、どうなんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 平田教育長。

教育長（平田秀三君） 平成30年度のこの11月現在のお話をさせていただいたわけなんですけれども、この子供たちについては、平成29年度から継続が大半でございます。

ただ、あくまでも議員各位のご理解がどこまでかわかりませんが、30日連続というので



はなくって、飛び飛びに4月からずっと休んでも30日を超えれば不登校になると。このへんの認識だけを持っておいていただきたい。このように思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 岡本義次君。

9番（岡本義次君） そういう数は、1人とか4人ということでございますけれど、やはり家の家族としては、両親なりおじいちゃん、おばあちゃんでも、そういう孫が学校へも行ってないということであれば、大変心配もされると思います。

いろいろな諸事情があるのでしょうけれど、佐用町には、そういう方がゼロであるということで、ひとつ、いろいろあると思いますが、そういうゼロになるような格好の中で、いろいろカウンセリングなり指導していただいて、みんなが元気で学校へ出てくるように、ひとつ学校としても大変でしょうけれど、頑張っていたきたいと思います。

それから、2つ目の1名でございますけれど、これ神戸新聞にも、これ書いたの出ております。毎年、こういうような格好の中で、増えていっております。教育長もご覧になったと思いますけれど、そういうよそと比べては、佐用は数は少ないかもわかりませんが、やはりみんなが学校へ来て、仲よく、今日も元気で学校へ行きたいと。みんなが思う、そういう学校でもらうことが一番大事だと思いますので、そこらへんについても、生徒児童によく目を配らせて、そういうことが、少しでも早く摘み取るような格好の中でやっていただきたい。

それから、3つ目の読書のことでございますけれど、4冊以上が4割、中学校では2割と、今日日、インターネットとか、スマホとか、いろいろそういう、画面をさわって、活字離れというのが起きておるということで、新聞やテレビも言っております。

私も学校へ行った時には、図書館が開いておったら、各自生徒が何冊ぐらい読んだかなということ、いつも気にしております。

それで、私、申し上げたいのは、学校の図書だけじゃなくって、ひとつ各自に表をつかって、そして何月何日、どういうタイトルの本、作者こんなと、そして、感想を右のほうにも、これはどういう点で気がついたというようなこと、みんなずっと持たせておったら、図書館で借りた分、学校で読んだ分、家で読んだ分、ずっと記入してもらったらいいと思うんですよ。ほんなら、はっきりした数字がつかめると思うし、そのことについて、読書感想発表会とかいうのはされておるんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 平田教育長。

教育長（平田秀三君） 読書感想発表会は実施しておりません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 岡本義次君。

9番（岡本義次君） 例え、時間を10分でも全校の生徒の前で、よく読んだ子に、例え5分であっても、こういう本を読んで、こういうことに気がついたと、本は、自分の知ら

ないことを教えてください。昔、歴史のこと、そしてまた、未来のことも予想して、そして外国のこと、国内のこと、明治維新のこととか、全部そういう本によって自分の知識がわかるわけでございますので、本は、大変やっぱり活字離れが進んでおりますけれど、子供に1冊でも本を読んでもらうように、全体の中で、やっぱり3カ月に1回は、そういう発表会というのか、1人か2人の人に、こういう本を読んで、こういうふうに気がついたと。皆さんも、この本を読んでみてくださいと、こういうふうなことを、やっぱりする必要がありますが、そこらへん、今後されませんか。

〔教育長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、平田教育長。

教育長（平田秀三君） どの程度のことを、議員が質問されているのか、ちょっと私、理解できないんですけれども、図書委員会というのが学校にはありまして、そういった図書の、本をたくさん読んだ子の表彰をしたりとか、こういう新しい本が入りましたよというようなことは、既にやっておりますので、そのあたりで、今度、感想文、感想文ということ、ずっと言われるんですけれども、感想文を書かせれば書かすほど、子供は本を読みません。大人も一緒やと思うんです。感想文書けと言ったら、本が読みたくなくなるんです。

今、奨励しているのは、子供たちが楽しい本を、どんどん読んでいこう。活字離れという話ありましたけれども、我々もそれをやっておるわけで、活字離れがないように、少しでも朝読をやったり、業間読書をやったりというような形で、読み聞かせをやったり、そういうことを取り組んでいるわけで、それに感想文をつけられると、余計、読書離れをしてしまうというように、私は、思っておりますし、既に、いろんな形で、各学校が、それぞれ独自に委員会活動を中心にして、取り組んでおりますということしか、今の現状では申し上げられない。このように思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、岡本義次君。

9番（岡本義次君） 私は、全部、そういうきめ細かくじゃなくても、こういう、この本を読んで、こういうふうに感じたいような、ちょっと、そんな長いタイトルじゃなくてもいいんですね。ですから、そういう自分が、知らなかったことを、こういうふうに分かって、こういうふうに感激したというようなことを、一言、皆さんの前で、こういう本はよかったよと。ですから、皆さんも、この本を読んでみてくださいと。こういうような簡単なものでいいですよ。

ですから、それは、やっぱり、ちょっとでも、そういう本を読んでもらうために、今、各やっておるということでもありますけれど、1年に4冊とかいうようなことでは、ちょっと少ないんじゃないかなと。4割、中学校で2割ということでございますので、私は、校長先生が、本読みチャンピオンというようなことで、月、例えば、一番ようけ読んだ人には、自分の小さな、こんなんで、みんなの前で表彰することによって、ああ、あの子、本読んでチャンピオンになったとか、そういうようなことのひとつでも、どんどん校長の、こういう表彰状をつくったら、家へ持って帰って、お父さんやお母さん、おじいちゃんにでも話して、こういうような本読みチャンピオンで表彰もらったよということで、ひとつの家庭の中で話題にもなるし、また、そういうふう引き続き読んでいこうという気持ち

にもなるんじゃないかと思います。

ですから、そういう表彰状を、校長先生の表彰状でいいと思いますが、本読みチャンピオンとか、そして、毎日、健康のためにも音楽をかけて昼の時間でも、そのグラウンドを10周ぐらいして、どンドン、どンドン走って元気になると、そういう、よく走った子についても、よく走りましたで賞とかいうようなこと、何でもいいですよ。そういうふうなことを考えて、表彰してやって、子供たちを元気にさせて、元気でなけんと、勉強も世の中へ出て、社会人になって、仕事もできないと思います。

ですから、体が一番だと思いますので、そこらへんについては、ひとつお願いしたい思います。

それから、マラソン大会でも、この間も、私も行っておりました。役場のスタッフの皆さんも朝から寒い中、御苦労さんでございましたし、また、一般の方の、そういうボランティアの参加もありまして、そうやって毎年できておりますけれど、やはり、そういう小・中学校の生徒にしても、参加が、ちょっと少ないと思います。ですから、体が悪い子、けがしておる子、病気になった子は無理としても、普通、ゆっくりりでも2キロ、5キロぐらいだったら、ある程度、完走できるんじゃないか思いますので、極力、学校の先生は、参加しろよというように促してもらって、1人でも多く参加して、元気な体をつくってもらいたいと思いますが、そこらへんは、教育長、どうですか。

[教育長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、平田教育長。

教育長（平田秀三君） ということは、学校の先生が奨励していないというように捉えておられるんでしょうか。

全体にビラも配って行きましょうという声かけは、全部やっております。

これは、ただ、あくまでも町内の日曜日の行事ですので、学校から強制はできません。そのあたりはご理解いただかないと。何も学校が手をこまねいてしていないというようにとられるのは心外です。以上です。

[岡本義君 挙手]

議長（山本幹雄君） 岡本義次君。

9番（岡本義次君） 教育長、なんちゅうこと言うてんや。何にも、私はね、強制でも、そんなこと、直にお宅ら否定するようなこと言われるけどね、そうじゃないんですよ。やっぱり、ちょっとでも元気になってもらうために、私は、1人でも多く参加してもらったらということで、私らしておるのに、していないようなことをというふうな、そういう答弁はないと思いますよ。うん。

ですからね、やっぱり親でも学校の先生でも子供は元気になって、社会人になってもね、やっぱり、体は元気でなけんと、勉強も仕事もできんことを言うておるんですよ。

ですから、私はね、子供を3人の子供をこまい時から、武庫川の河川敷へ連れて行って走らせて、野球行かんと言っても、散歩に引きずって行ってでも野球させました。

ですから、やっぱり、そういう元気にさせんとあかんことを言うてんであつて、私は、強制的でもありませんが、それは、やられておるんやけど、参加者が、この間行って見ましたけれど、やっぱり参加者が少ないという中で、申し上げておるので、1人でも

多く、やっぱり担任の先生が走れよというようなことで、声をかけてもらいたいと思います。

それから、この間、給食センターへ行って、議員、総務委員会の者が、その中でも視察させてもらい、給食も食べさせていただいて、説明も受けました。ですから、そういう中身は、総務委員会の者はわかっておりますけれど、ほかの方、そしてまた、町民の方も、そういう食物アレルギーの方とか、そういう、どうなのかと。

それで、給食費そのものも、町がある程度、それだけ負担もし、子供たちが健康に毎日食べられるということでございますので、私は感謝しておりますけれど、やっぱり、そういうことも大事なことでございますので、取り上げて言わせてもらいました。

そして、8番目の家の手伝いも、各家庭のことではあるんですけど、子供たちに、そういう、どう言うんですか、全体のホームルームか、学校の時間の中で、ちゃんと、どういうふうなんしておるかというようなことも聞いたりして、やっぱり担任の先生が、昔みたいに50人も担当しておるわけでもありませんし、10人、15人の生徒の中で、ちゃんと、ある程度聞いて、つかんでおく必要があると思うんです。

子供に、紙にちょっと書いて、どんなことしてありますかというだけでわかるんですよ。そういうふうなことまでも、やっぱり目を、気を使ってもらいたいと、このように思います。

私、時間、もう1分ですので、ここで終わりといたしますけれど、子育て、また、人を育てるというのは、大変なことであると思いますが、やっぱり、そういうことについて、子供たちが大きくなって、社会人になって、困らんようになるために頑張っていたきたいということで、一般質問の発言を終わりといたします。ありがとうございました。

議長（山本幹雄君） 答弁ありますか。ないですか。答弁ありますか。いいですか。はい、わかりました。

岡本義次君の発言は終わりました。

続いて、5番、小林裕和君の発言を許可します。

〔5番 小林裕和君 登壇〕

5番（小林裕和君） 5番、小林裕和です。

改めて、また、農業関連のご質問をさせていただきたいと思います。

地域を考える農家・農家集落の取り組みということについてです。

農家集落の現状と必要であろう支援について質問をさせていただきます。

今年も秋の収穫も終わり、早くも来年度への準備が始まっていますが、9月の刈り取り時期の天候不順で、圃場が痛んだところも見受けられます。

地域からの改善要望があれば、適切に対応していただきたいというふうに思っています。

今の農業政策は、競争力のある大規模農家の育成に力点を置いた政策が主体であり、我々のような中山間地域の零細農家・集落は、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金等、各種支援制度の一部を苦勞しつつ、活用しながらも大変厳しい中で取り組んでいます。しかし、集落によっては、その支援制度すら取り組みができていない現状では、高齢化とともに農地放棄が生まれ、農家周辺の生活環境の保持すら困難になり、このままでは打つ手がなくなるのではないかと。また、住民の集落保全意識も低下し、ひいては自治会・農会活動をはじめとする集落活動等の継続維持が困難になっていく状況が生まれてこうなっています。

このような課題に関して、次世代農業モデルプラント事業、農業施設等生産基盤の強化、

就農人材の育成、帰農塾や野菜の学校などの技術指導、地域づくり協議会の振り返り等、佐用町の新たな展開を見出そうとされています。

これらの施策は、地域農業の可能性や集落維持に向けた取り組みであり期待はしていますが、本町の農業・農家集落の現状と形態は、高齢化と共に後継者不足・過疎化も進行し地域機能も低下に向かっています。

現状の中での農業・農家集落の対策は、将来に向けての土地有効利用も考えられますが、農業施策を切り離すことはできません。

行政の施策推進だけでは限界があり、基本的には、個々の農家及び集落の意識変革が必要で、そのためにも、農家及び非農家と共に地域自身が、これからのあり方、方向性を話し合い、示しながら、農家・農家集落の環境保全・維持に努めていくことが必要であると考えています。

高齢化に伴う地域の後継者不足等が進行する中、将来に向けて不安を抱く声も聞かれます。これまでの農業改革により、中山間地域の集落にきめ細かい配慮や支援が行き届きにくいとの懸念もあります。中山間地域の集落をとりまく状況が一層厳しくなる中で、今でも住民主体のさまざまな努力が行われており、外部からの支援活動も広がってはきていますが、さらに今以上の取り組みが急務であり、今後も専門知識や実務経験を有する人材と連携し、中山間地の農家・農家集落のあり方や改善策に力を注ぎ、地域における自主的な取り組みを促し、取り組みに対して協力・支援していく必要があると思っています。

以上のことから質問をさせていただきます。

1つ目は、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金事業、土地利用集積事業の人・農地プランの取り組み状況と課題、そして、これからの見通しは。

2つ目には、各種支援制度の活用ができてない地域においては、集落、農会単位ではなく広域的な取り組みも1つの方法ではないかとのことでもあります。以後、検討されたのでしょうか。状況をお聞かせ願います。

3つ目、現状を緩和させていくために、認定農業者・集落営農組織・新規就農者等で設立した連絡協議会のその後の活動状況はどうなっているのでしょうか

4つ目、集落住民の意識変革が必要であると申し上げましたが、集落の維持管理対策は喫緊の課題であり、その第一歩として、地域内で話し合いをしていただく、必要とならば専門家等アドバイザー派遣を有効活用し、まずは集落内での話し合いを、行政から促していくことから始めてはどうでしょうか。

以上、この場での質問とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、小林議員からのご質問でございます地域を考える農家・農家集落の取り組みについてをお答えをさせていただきます。

まず、1点目の中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金事業、土地利用集積事業の人・農地プランの取り組み状況と課題、そして、これからの見通しについてでございますが、中山間地域等直接支払制度は、急傾斜地など農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、平成12年度から実施をしております。

集落などを単位に、農地を維持管理していくための協定を締結して、それにしたがって、農業生産活動を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みでございます。

現在、平成27年度から平成31年度までの第4期計画にあたり、38地区、192.3ヘクタ

ールの農地を対象に実施をしており、本年度の交付予定額は 3,380 万円となります。課題と見通しにつきましては、第 3 期計画から第 4 期計画に移行する際に、高齢化等を理由に 3 地区が継続を断念されており、今後、高齢化が進むことによって、第 5 期計画が開始する平成 32 年度には、継続不可能な地域が出てくるのではないかと危惧いたしておりますが、現在のところ、継続を断念する予定の地区はございません。

また、多面的機能支払制度は、国土の保全や水源の涵養、自然環境の保全など、農業・農村が持つ多面的な機能の維持・発揮を図るため、農業者や地域住民が取り組む共同活動などを支援する制度でございます。

主に、水路の草刈りや泥上げ、農道の砂利補充などの施設維持活動や農地の保全活動、農業施設の軽微な補修や植栽活動などの共同活動や、また、農道の舗装やコンクリート水路の更新など、老朽化が進む農業施設の長寿命化の活動などを支援するものでございます。

現在、農地維持支払活動に 70 組織、892.79 ヘクタール、資源向上支払共同活動に 66 組織、847.20 ヘクタール、資源向上支払長寿命化に 33 組織、491.51 ヘクタールを取り組んでおります。本年度の交付予定額は 6,237 万円となり、この交付金が先に述べました活動に活用されております。

昨今、組織自体の高齢化が広がる中で、事業を行うにあたり必要な事務処理等が非常に重荷になっているとの声を聴いております。

そのため、役員のなり手がなかつたりなどして継続を断念しようかと考えられる組織も出てきております。

そこで、組織の広域化を図り、事務を軽減することにより既存組織の継続と新規組織の開拓に向けて協議を進めているところでございます。

組織の広域化にあたりましては、佐用町を 1 組織にまとめることを理想として、そこに専門の職員を配置して事務処理を行い、町全体の農地維持や農業施設の保全管理ができるものと見込んでおります。

広域化が組織及び町の事務の軽減と効率化につながるものと考えておりますので、町内全ての農会がこの事業に取り組んでいただくよう、ご理解とご協力をいただけるよう取り組んでおりまして、今月中旬には、その説明会を開催することといたしております。

最後に、人・農地プランは、高齢化や離農による農業の担い手が不足する中で、おおむね 5 年後までに、誰がどのように農地を預かって集落の農業を進めていくのかを、地域や集落の話し合いに基づきとりまとめた計画でございます。

現在、28 地区においてプランが作成されており、複数地区で新たなプラン作成に向けた話し合いが進められております。課題といたしましては、農地の出し手は確保しているものの、中心経営体となる担い手農家が不足をしており、その結果、プランが作成できない事例もございます。こうした課題を解決するための方法として、複数の集落をまたがる広域プランの作成を検討しているところでございます。

次に、2 点目の各種支援制度の活用ができていない地域においては、集落、農会単位ではなく、広域的な取り組みも 1 つの方法ではないかとのことでございますが、また、それ以後、検討されたかということについて。また、3 点目の現状を緩和させていくため、認定農業者・集落営農組織・新規就農者等で設立した連絡協議会のその後の活動状況はどうなっているかということについてでございますが、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度、人・農地プランの各種支援制度のうち、多面的機能支払制度については、先ほど述べましたとおり、現在、組織の広域化を図ろうとしているところでございます。

また、人・農地プランについては、兵庫県光都農林事務所と連携して先行的に実施している他市町の事例を参考にしながら、広域プランの検討を図っているところでございます。

その一環といたしまして、昨年度発足した佐用町農業担い手連絡協議会のメンバーが、

11月16日に篠山市で開催をされました農地集積に関するフォーラムに参加をし、研修を受講されました。

篠山市の事例では、人・農地プランの実効性を担保するためには地域内でのより丁寧な話し合いが、まず、不可欠であり、本町が進めている集落単位でのプランを基本にすべきとの紹介もございました。

他市町の事例においても、広域プランは行政主導で作成したものが多くて、真に地域農業の課題を解決していくプランではないケースが見受けられます。

本町におきましても、広域プランが必要かどうか、今後も担い手連絡協議会の役員を中心に協議しながら進めてまいりたいと考えております。

最後に、4点目の集落住民の意識変革が必要であると申し上げたが、集落の維持管理対策は喫緊の課題であり、その第一歩として、地域内で話し合っていただく、必要ならば専門家等アドバイザー派遣を有効活用し、まずは集落内での話し合いを、行政が促していくことから始めてはどうでしょうかということについてでございますが、ご指摘のとおり、本町のような中山間地域におきましては、担い手農家への農地集積、集約化等によって農業施設の維持管理に関する共同意識が低下をしており、農業生産面での結びつきが失われるなど集落機能が低下をしている傾向にあります。

しかしながら、農業生産の共同事業についての意味合いは薄れたとしても、集落機能や活動には、今後も地域住民の生活の質を向上させていく役割があります。

現在、町内13カ所の地域づくり協議会におきましては、これまでの活動の振り返りと将来を見据えた中での見直し作業を行っており、その話し合いの中でも、地域の暮らしに根付いた産業である農業を地域全体で考えなければいけないという意見も出ております。

地域づくり協議会の役割の1つとして、一集落で行えなくなったこと、また、広域的に行ったほうが良いことを地域単位で協議して、取り組むといった、集落を補完する役割があり、今後農業の分野においても、その役割を期待するところでございます。

実際、地域づくり協議会において、貸農園の運営や特産品の加工販売など、農業に関する事業に取り組んでおられる地域もあります。

関連して、長年、ひまわり栽培に取り組んできていただいております林崎集落では、兵庫県の地域再生アドバイザー事業を活用して、既に本年度から専門家の助言を受けながら、集落の課題を解決するため、ひまわり祭りに訪れる都市住民との交流や栽培の後継者育成と外部支援の活用などによって、集落の持続可能な仕組みづくりと活性化に取り組んでおられます。

こうした動き、取り組みを加速化させていくためには、経済活動を含む地域の共同活動を行うことが効果的とされ、そのためには、合意形成を図る「寄り合い」「話し合い」が基本となります。

今後も、農業集落の機能や農村環境を維持させる農業分野の各種支援制度を活用しつつ、集落の希望を聞きながら、必要に応じて国や県などの事業による専門家などを派遣して、集落、地域での「話し合い」を促していかなければいけないというふうに考えております。

以上、質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

[小林君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、小林裕和君。

5番（小林裕和君） 各種制度の内容から、広域化という話が出ました。広域化の流れ、る丁寧にご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

少しだけ、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

我々、佐用町の中山間地域の現状と課題、先ほど、答弁の中でもありました。簡単に言えば、人口減少と高齢化がどんどん進んでいるということです。まあまあ、その結果、もちろん個人の生活の維持が困難になっていることもあるんですが、集落機能の維持が困難になっている。それから、担い手が不足して農地、山林の荒廃が進んでいると。まあまあ、それを解決するためには、個人なり集落への支援ということが重要なポイントではないかなというふうに感じておられる。私も、そういうふうに感じています。

この中山間の生活を守るために集落への支援の中で、やっぱり住民の力によって集落を守る。また、住民が一体となって集落を元気にしていくということが、そういう仕組みづくりとか、そういうことが、これからも、ずっと継続的に必要ではないかなというふうに思います。

それで、今、各ご答弁をいただいた政策ですね、その政策について、農地及び農家集落の維持に、このような政策の重要性と言いますか、かけがえのない施策であるという形の、そういう施策について、どれぐらいに感じてられるのかいうのを、ちょっと、お聞かせ願いたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 町長。

町長（庵途典章君） 今、ずっと、これまで長年にわたって、また、現在も私たちのような中山間地の集落、農業がおかれている現状というのは、本当に、今、小林議員が質問の中で、いろいろと問題提起、問題意識を、こういう課題を述べられた、そういう点については、私も全て本当に同様、同じように、そういうように考えておりますし、そういう認識は同じだと思います。また、担当課長のほうも、農林振興課においても、そうした現状、農業は、非常に、だんだんと、これが進み、あと5年、10年先、どういうふうに、これがもっと、状況が悪化していくのか、そのことの危機感というものが、共有をしているというふうに思っております。

そのために、先ほど、そうした、今、国の制度という、国としては、効率化を図って大規模農業を進めていくというような政策、国などは、そちらのほうにかじを切っているわけですがけれども、しかし、そうした担い手や専業農家というのを育成しながら、規模の経営の規模拡大を図ろうとしても、なかなか、先ほどの災害の件も話があったように、非常に生産条件、農地の状況が悪いと。条件不利地が非常に多いわけですね。そういう中で、限界があります。

そういう中で、国においても、一方では、こうした多面的機能、また、中山間地域のこうした地域を、農業離れしても、地域全体で、農業施設、集落を維持し、全体を維持してきた環境面も含めて、そういう農業施設も維持をしていこうというような制度として、中山間地域等直接支払、また、そうした多面的機能支払交付金制度、こういうものが、これは、そういう状況を踏まえた上でつくられている制度であります。

この制度を、まず、活用していくということ。これを、町行政としては、やはり、さらに積極的に進めていかなきゃいけないし、また、継続していかなきゃいけないだろうという認識に立っている。

ただ、それを行うには、やはり国の制度で交付金をいただくのには、どうしても事務的な、この手続きというのが、煩雑な手続きというのが、これはあります。これは、やむを得ないことだと思うんですね。公金を交付いただく。それに対して、報告し、また、きち



っと整理をしていかなきゃいけないと。そういうことが、事務的なことができないので、もう諦めざるを得ない。この制度から離れていくという、こういうことでは、ますます、そのことが加速度的に、こういう制度も活用できなくなってしまうえば、もう打つ手がなくなってしまうと。そのために、担当課といたしましても、これを事務的な、一番皆さんが煩雑で困っておられるところを、広域化して、ひとつの、そこに職員を、そうした事務的なことをとり行う職員を配置することによって、煩わしさを取って、さらにこの制度を活用して、お金を活用して、それぞれの集落、農地だけではなくて、集落全体の環境をも保全をしていただく取り組みを進めていただこうと、そういう取り組みが、考え方で進めておりまして、こういうことを、皆さんに、さらに進めていくために、説明会も今月中旬には、もう行うという予定で、今、準備を担当課してくれておりますけれども、そういうことしているということは、先ほどの元へ戻りますけれども、そういう非常に危機意識、問題意識を持っているということでご理解をいただきたいと思います。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、小林議員。

5番（小林裕和君） 今回の答弁でも同じような思いだと思います。

ちょっと、ここ 25 年から、ちょっとその、中山間は条件がありますから、縛られていますから区域が限られている。

あと多面的機能の支払とか、別の町単独でやっている担い手補助のある程度、どれぐらいの数値で伸びているのか、どうなのかいうのを、ちょっと調べさせてもらって、平成 25 年から平成 30 年の若干の変動はあるんですけども、まあまあまあ、3 回もまあまあ言いましたけど、ほぼ横ばいなんですよ。

この制度言うたら、確かに、最初、説明会をして取り組んでくださいよということ呼びかけをして、その後、5 年計画とか、そんなのがあるんですけども、途中からでも加入できるということはあるので、そういうのが、ほぼ横ばいで来ているということは、最初取り組んだところが、ずっと若干の変動はあるにせよ、大きく変動はないんですよ。組織で言ったら 1 組織か、集落で行ったら 1 か 2。だから、そのへんのところで、ずっと流れてきたので、この間の、これからもまた、促していくと言われましたけれども、この間の、そういう集落への呼びかけ、声かけ、前の議会でも、ちょっとご質問したと思うんですけども、そういう状況は、どうだったのか。

数値だけで見れば、そのへんが少し弱かったのではないかとという、ちょっと、僕は思いをしておるんですけども、そのへんは、どうだったんでしょう。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） はい、お答えいたします。

先ほど、伸びていないというお話でございますけれども、推進のほうといたしましては、方法といたしましては自治会長会での説明。それから、農会長会での説明ということとさせていただきます。お聞きになった方が、その制度自体を十分ご理解できるだけの説明時間をとれたか言われますと、それぞれの会議の中でのご説明という形でございますので、若干、少なかったのではないかとというのが思いとしてはございますけれ

ども、事業の当初の部分では、十分説明はしているとは思っておりますけれども。

で、本年の2月でございますけれども、次の更新の箇所の方に多面的機能支払につきましては、お集まりいただいて、その状況で広域化の話とかさせていただいております。

今後、広域化を目指していく中で、全集落のほうで取り組んでいただくように、今のところ考えて、話をさせていただいております。途中、役場のほうに来られた自治会長さん等につきましても、今現在、集落で草刈りとか、協働でされていますよねというような話をさせていただいて、されているのであれば、その多面的の要件、もう既に満たしているんですから取り組んでみませんかというようなお話のほうは、声かけは事務所のほうではさせていただいております。

ただ、答弁のほうにもございましたように、役員のなり手がなくなっていく問題で、すぐに、それが現実化できないということがあると思いますので、そのへんの解決策といたしまして、広域化による役員を選出して、そちらのほうで、まとめて処理をさせていただこうかなというふうな検討を、今のところしております。以上です。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、小林君。

5番（小林裕和君） 今、それぞれ説明会とか、そういうのでやっていると。で、今、簡単に言うたら推進をしてきて、声かけをしてやる。それから、事務所に来られた代表の方には、こういうことがありますよということで、声をかけてみたということだと思うんですけども、もう少し踏み込んで、行政のほうから集落へ行って、なかなか役員さんではうまく説明しきれないということが過去にも多分あったと思うんですよ。この伸び悩むいうたらあれですけども、だから、集落へ行って説明をしていくということが、少し不足をしていたんじゃないかなというふうに、ちょっと僕は感じたわけです。

だから、そのへんのところがどうだったのかということ、さっき、これから広域化をやっていく。当然、この施策を推進していくでね。高齢化、それからリーダー不足、それから、そういうパソコンが使えないから、そういう事務処理ができないんだという声はずっとあります。そういうところを解決するために、これから広域化ということを目指されていくということなんですけれども、そのへんのところが、もう少し集落へ本当に入って行って、そういう話ができなかったのかなというの、ちょっと、その思いがあります。

それで、そういう先ほど言ったら、高齢化とか、役員のなり手がなくなっていく。それから、事務処理が煩雑だということは、共通した集落の課題、なかなか進まない課題なんだろうけれども、どんなでしょうかね。集落としては、集落の意識、意識としては、どのように、つかんでおられると言うと言葉あれですけども、感じられていますかね。

例えば、誰かがやってくれたら、俺らは、体を動かして活動はするよとかね。ちょっと、例を言えば。

それから、町がもう少し何か支援をしてくれれば、わしら頑張るだけだかなというふうな声というのは、集落的には、そういう声は聞かれていますでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） 集落からの声といいますか、窓口で制度等のお話をさせていただ

だいたいに、お答えとして返って来ていますが、高齢化が進んでいるので、なかなか作業員として確保ができない。なかなか難しいということでおっしゃられています。

ただ、その中で、実際には草刈りされているんですよとかいうことでお尋ねすると、していますというふうな回答なんですね。

ですから、わざわざしなくてはならないという意識はあるから、ちょっと高齢化で全体としての事業としては取り組めないというようなお話なのかなというふうには思っております。

ただ、地元のほうへ出かけて行ってというお話もございましたけれども、地元のほうで何かしらやりたいなというふうな意識を持っていただいた上での説明を行わないことには、こちらから、これの説明に来ますよということを押しかけていったのでは、全くの押しつけになってしまって、事業としての制度の成立が、なかなか難しいのではないかなという思いもございまして、何らか、いろんなことを取り組んでみたいというようなご相談があったところには、こういった制度があるのでやってみませんか。説明には行きますよということでの話のほうは常にさせていただくようにはしております。以上でございます。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、小林君。

5番（小林裕和君） 今回の答弁を聞いて、そういう難しい部分もあるんだなというふうに、ちょっと感じたんですけど、確かに、どう言いますか、どんどん行けば集落の押しつけになるという、そういうふう集落の人は感じられるということも確かにあると思います。

ですけども、本当に役員さんが、役された人は、それだけにかかっていないですから、いろんなことも取り組んでおられますから、それを集落の皆さんに十分説明して、理解をいただけるように説明をするの、なかなかこれ困難なことです。なかなか大変な作業ですので、そのへんが、そのへんを補完するのに行政のほうも一緒に行って、それで、説明をしていくということも重要じゃないのかなというふうに、ちょっと、今、感じました。

ちょっと、広域化の答弁がありましたので、広域化なんですけれども、前にも言いました、僕、農会長をさせてもらっているんで、広域化の説明会の開催についてということで、この質問書を通告した後に、「おっ、やるんだな」ということで通知をもらいました。佐用地区、上月地区が17日、南光、三日月地区19日やられますので、僕もぜひ行って聞きたいというふうに思っておりますが…。

この広域化に取り組むように協議を進めて、それに取り組んでいくということですが、具体的に、説明会のような説明は、多分、できないと思いますけれども、具体的に、どのような取り組みがされて、これからの方向性を、どういうふうを持って行くか。先ほど、町長の一番最初の答弁でも若干触れられたと思うんですけども、再度、そのへんのところ、もう一度、お聞かせ願えたらと思います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、衣笠農振振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） 広域化につきましては、これから説明会の中で、皆さんの意見も聞いていかなければならないところもございまして、こちらのほうとして考えておりますのが、答弁のほうにございましたように、専門の職員を配置するというので、

今、考えております。その経費につきましては、それぞれの地域への交付金の中から、何パーセントかを拠出していただいて、その経費で役員報酬、現在支払われていますので、そのへんを加味いたしまして、人件費を捻出させていただきたいと。その経費を持って事務を全体にとりまとめ、事業の体制といたしましては、今までどおりの各集落を基本とした考え方での対応、事業の実施というのを基本に置きながら、今、現在できない事業というのがございます。集落での協定をしておりますので、隣接している集落のほうで、組織のほうで加入されていたといたしましても、その集落を通して、例えば、2集落の間を流れてくる用水路の修理をしたいと言いましても、自分の協定の中の地域でしか、修繕が、今現在できないといった状況になっております。広域化をすることによって、隣の組織にある自分ところへ流れてくる用水路の修理ができるようになったりとかいうことで、広域化ということで、全体が地域になってまいりますので、そちらの整備等ができるといった利点もございますので、そういった取り組みを考えていっております。

ただ、今現在の多面的機能ということで、取り組まれているところの全てが、その人材に困っておられるかということ、現実にはそうではないともございますので、できる限り一本化ということのご理解を賜りたいと思います。

その説明会が終わった中で、一本化の方向性が現実味を増しますと、その段階で、全集落に取り組んでいただくような説明会等を、今後、拡大という方向で進めさせていただきたいと思います。

ただ、それは今現在、多面的機能支払のみでの、今、検討でございます。以上です。

[小林君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、小林君。

5番（小林裕和君） 重複になりますけども、組織のリーダーや役員のなり手がなく、事務処理が負担が大きく煩雑。それから、共同作業への参加人数が確保できないとか、いろんな問題があって、広域化ということを進められている。今度、17日と19日に説明会をする。その広域化については、町は1つの組織にしていくという方向を持って、それで専門の職員を配置して、単独の組織ではできない事務処理を行い、そういうのを保全管理を促していくか、進めていくということです。

で、この町一本にしていくという目標なんですけれども、ちょっと僕も、広域化の資料を、ちょっと取り寄せてすれば、いろいろと認可要件があるわけです。これは、町一本で取り組む。

それから、今の多面的機能と言ったら、活動組織は、それぞれ町内にばらばらと言いますか、点在をした組織、なかなか1つに固まったところには、今、言われるようにないということなので、それを町一本にしていくことを目標にしてやっていくということなんですけれども、これも説明会が終わって、それ以後、そういう状況を促していても、すぐにはまとまらない可能性がある。どのへんぐらいを、それをしようとするには、どれぐらいなところを、いつごろと言ったら、極端な言い方しますけども、…を目標に町一本にするということを考えているのか。

それをすることによって、専門の職員を置いて、それで、先ほど言われた各集落に交付金が出ていますよね。その数パーセント、一応、資料を見よったら5から10ないし15ということが、これはこの間、西播磨で何か説明会が姫路であったんですけど、僕も案内が来たんですけど、ちょっと別途用事があって、よう行かなんで、その時の資料を送ってくれということで送ってもろて、それ見たら、そういう資料の中に、そういうことが明示

されてきました。

だから、そういうことをやろうとすると、いつごろを目途に、そういうことをやろうと  
いうことを決意されているのかお聞かせ願えたらと思います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） 今現在の予定でございますけれども、県の担当部局との協議を  
行った中で、一本化するのであれば、一応、事業は来年度から新規計画ということになり  
ますので、4月1日からのスタートという形ではございますけれども、10月中であれば、そ  
こまで遡及して適用することができますよというようなお話はいただいております。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、小林君。

5番（小林裕和君） ちょっと、確認、4月からスタートをして、10月からいうことは、  
それは、その県の推進協議会か何か、そういう組織が、そういう目標にしているわけす  
よね。10月からというの。

あの、町では、町を一本化をして、一本化をして進めていく。これから住民に話を進め  
ていくということなので、町は、いつごろを目標にされているのかというのを伺いた  
いです。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 待ってください。

ここでお諮りします。お昼が来ようとしておりますが、このまま小林議員の一般質問を  
継続したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議がございませんので、一般質問を続行します。

衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） 先ほどの答弁が不足しておりました。

4月1日から適用ということで、今のそれぞればらばらの体系から一本化にしますよと  
いうことで県への届け出。

で、県が認めて一本化しますというのが4月1日段階なんですけれども、10月になって、  
そこで町のほうで決定していただいて、申請いただければ、4月から一本化されていたも  
のとして取り扱うことが可能ということでございますので、そちらの方向に向けてして  
おります。

4月から10月までの間、一本化していないのにどうだということでございますけれど  
も、形態といたしましては、広域化の方向、いろいろございます。全部お金を一本化して  
しまう方法、それから、今までどおり各組織にお金を配分しながら、全体のとりまとめ事

務だけ一本化で行うという形がございます。

当初につきましては、全てを一本化というのは、なかなか困難かと思しますので、それぞれの形態を生かしたまま、とりあえず一本化に移行し、その中での配分の検討ということで、今後、進めさせていただきたいと思っております。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、小林君。

5番（小林裕和君） 僕も、説明会を、ちょっと聞かなんたら、自分勝手な理解はできないので、間違っただけを言ったりする場合がありますので、ある程度の発言で終えておきますけれども、基本的に、町を一本化するという事は、認可要件がありますよね。

例えば、今、活動している組織、要は、面積的な認可要件を十分…、面積的ですよ、数字的にはクリアしておるんですけども、そういうもので、そのまま移行するというか、移行をするようなお考えというのはあるんですか。

ちょっと、言い方がわかりにくいかな。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） 今、考えておりますのは、今、現在取り組んでいただいている状況、全てそのまま参加した中で、組織体系だけ、役員体制、それから、運営の組織が個人でなくって、それぞれのところからの代表という形になるのか、そのへんは、ちょっと、お話しさせていただきなきゃいけないんですけども、そういった形で、代表なり出て来ていただいた中での全体の運営方針等を決めていくような方法を、今のところは考えておりますけれども。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、小林裕和君。

5番（小林裕和君） 今のままで移行して、それでやれば、その今、活動している、下部組織におりている交付金の中から数パーセントを徴収をさせていただいて、それを事務的経費に使って、それによって職員を配置したり、事務をやっていただく。その事務だけを、うまく1つにまとめて、それをすることによって、集落では、その事務の少し煩雑化が減っているということで、そういう形を、今、目指しているということで、理解をしてもいいですか。いいですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） 今、おっしゃられたとおりで、そういった形を、今現在、目指しております。

[小林君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、小林裕和君。

5番（小林裕和君） まあまあ、そういう方向で、少し、それぞれの組織の事務とか、それで、簡素化をしていくということによっては、新たな活動が増える場合もあります。

それは、うまく説明をして、理解をしていただくように、新たな活動組織を増やしていくということも、つながっていくのではないかと思います。やはり最終的には、各組織がやっていただかないと、この広域化と言っても、この活動は続いていかないということですね。

だから、基本は、この広域化を図るのに重要なのは、各集落が、組織が活動していくことが、さっき言ったように基本で、その推進は、今以上に行政が集落と話し合って、そして、今まで高齢化になって、事務が煩雑になってできないという、いろんな課題をさらに見出して、集落として、集落住民に、きちっと伝わるような理解をしていただかないと、なかなか難しいのではないかな。やっぱり基本は、集落の活動が大事なんですよね。

だから、そのへんのところの促していく体制というのが、急務になってくると思うんですが、どんなものでしょうか。

[農林振興課長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） はい、おっしゃられるとおりでございます。

基本になりますのが、それぞれ集落での取り組みでございます。

役員さんが、なり手がないからということで一本化したといたしましても、それぞれの集落での活動の状況等の記録であったりとか、資機材等購入、それから、日当、出ていただいた方への日当精算であったりとか、そういった作業については、お力をいただかなきゃいけないし、どういったことがやりたいんだというような話し合いについては、集落で行っていただかないと、押しつけで、それこそ、することではございませんので、自分たちが、本当に何をどうしたいんだということが必要かと思えます。

それに向けては、町のほうと、農林振興課といたしましても説明会、それから、取り組んでいただいているところは、本当に参加していただくための説明ということで、力を注いでいきたいと思っております。

[小林君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、小林裕和君。

5番（小林裕和君） そういう広域化を目指すことによって、やることによって、地域とか集落のメリット、それからまた、デメリット、そういうのが出てくると思います。そのへんのところも十分話をして、支援もして行って、促していく。今、以上に手厚い説明というのを、まず、やっていくということが必要じゃないかなと思います。

ひとつアドバイザー派遣とか、それから、それぞれの専門家がいらっしゃいます。そういう方たちの行政の職員だけでは、行政の職員って、役場の職員だけでは、なかなか体制

として、人員を増してやるかというのは、なかなか、そう簡単にはいかない話なので、やっぱり、そういう外部の派遣とか、そういう方にさせていただいて、そして、そういう方たちが集落へ入って行って集落の住民と話し合っ、集落の住民全員と話すといったら、これは難しいので、集落が、そういう何人かの代表と一緒に話し合っ、やっていくということで、そういう支援もやっていくという答弁の中のお話もありました。

それで、プラスアルファとして、例えば、集落で、そういう話をした時に、集落も話だけで活動しましょうと言うたて、また、役員も変れば、なかなか難しいので、1つの指針のような集落でつくりたい。計画書みたいなのつくやつで、また、2年後、3年後に見直してもいいから、そういうつくりたいというような集落で話があれば、そういう計画書をつくるのに当たっても、そういう費用が絡んでくるわけですね。

そういうところの支援というのは、今の補助要綱では、できるだけハード的な補助要綱になっていますので、そういうソフト部分の補助要綱を一言つけ加えていただいて、集落がそういうふうにして、こういう方たちの話を聞いて、こういうのをつくりたいということになれば、そういうことの支援ができるような1項目をつくっていただくような形が考えられるのかどうかということなんですけども。集落が必要とすれば。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） そういう、いろんな課題を、これから検討しながら、まずは当面、今、一番継続するのに障害となっている、そうした事務的な処理というようなことを、まず一本化をして、解消をしていくと。ただ、その中で、今、課長が申し上げましたように、現在、取り組んでいただいている地域だけじゃなくって、多面的機能というのは、やはり最終的に佐用町全体が本当は1つの形で、維持管理をしていかなきゃいけない。そういう意味で取り組んでいただいているところも加入をしていただく、いただきたい。そういう推進をしていかなきゃいけないということを課長は、思っております。考え方もですね。

そのためには、新たに、そうした一本化した取り組みの中で、片方では維持し、運営していく。その上では、まだ全体に加入を促進をしていくというものも、課題も、その組織には持っていただくという、組織の責任としてあるということの中で、これからも検討しますけれども、そうした推進をしていくための費用、そういう面については、町も1つのこれからの農業の、私たちの地域の中山間地域の大きな課題として、解決していく事業として捉えて、そこには、人件費なんかは、当然、交付金の中から捻出をしていただくということが、1つの原則になりますけれども、それだけでは、やっぱり足りない。だから、そういう新たに、そういう課題、加入していただくための推進とするような、かかる経費等について、町が負担、その中に交付していくというようなことも、それも検討の中には入れるべきではないかなというふうに、私も考え、今、感じておりますので、今後、また、農林振興課のほうで、どういうこと、経費が要るのか、どういうこれから取り組みをしていくのかという中で検討させていただきます。

〔小林君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、小林裕和君。

5番（小林裕和君） この事業も、ずっと条件的には、中山間は平成12年から、それか



ら、平成 23 年、24 年ぐらいかね、また、途中、見直しあった、多面的機能とか、新たに、また、人・農地プランもあります。そういうのを集落の中で話し合っ、それで、集落のこれは農家だけじゃなしに、非農家も入れての話ですから、そういうところをやっていこうということにすれば、集落でも言葉だけで説明をして、その時は理解をされても、ある程度、何年か経てば、集落の中でも、そないなことがあったかいなというような話も、現実にはなって、後すぎりするような状況もあるわけですよ。

だから、そういうので形づくった、例えば、書物のようなものでつくって、それには、若干経費も要りますし、ちょっと、ここで急にアドバイザーが入り指導を受けたいと言っても、行政を通じたら、もうちょっと先になるとかなるので、集落が主体的に、集落が主体的ですよ、主体的にそういうものをつくってやっていくんだという意気込みのある集落から、そういう要望、声があれば、そういう支援というのを、まあまあ考えていただければなどというふうに思います。

そういう専門の知識や豊かな実務経験持った方も、たくさんまだいらっしゃいます。そういう方たちと集落がつながりを持って、また、新たに、その集落が自分たちの集落のあり方、引いては佐用町の中山間地域のあり方というのを考えて、そしてまた、行政からにもお願いし、行政から指導も受けながら、やり方をどうしていくかということが、最終的には、地域の自主的な取り組みが基本であるから、これがなかったら、なかなかうまく進まないの、そういう地域の自主的な取り組みということに対しては、極力じゃなしに、総力を挙げて行政として取り組んで支援をしていただきたいということ、最後ちょっと、お願いになりますけれども、そういう形で今度の説明会、17 日、19 日の説明会をスタートとして、そういう集落に促していただきたいということをお願いをして、私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（山本幹雄君） 答弁要りますか。

5 番（小林裕和君） まあまあ、やると言っていただけなんだったら。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） ほな、衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） そういった気持ちで取り組ませていただきたいと思います。

議長（山本幹雄君） 小林裕和君の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は午後 1 時 20 分とします。

午後 0 0 時 1 2 分 休憩

午後 0 1 時 2 0 分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き、会議を再開します。  
休憩前に引き続き、一般質問を続行します。  
1 番、金澤孝良君の発言を許可します。

〔1 番 金澤孝良君 登壇〕

1 番（金澤孝良君） 議員番号 1 番の金澤です。どうぞ、よろしく申し上げます。  
私は、地方創生事業と地域活性化についての質問をさせていただきます。  
まだ、2 回目の質問となりますので、ふなれなところもあると思うんですけども、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。  
平成 27 年 1 月に地方創生担当石破大臣が地方創生の推進についての施策の展開を出されておひります。  
地方への多様な支援と切れ目のない施策の展開、まち・ひと・しごと創生、長期ビジョンと総合戦略、また、長期ビジョンが目指す将来の方向など今後の地方のあり方や、取り組むべき方策など総合戦略として 5 カ年計画を提示してひます。  
全国の地方自治体で創生戦略会議を立ち上げて、それぞれが、創生のために推進会議を開催されているところでありますが、佐用町においても同様に、佐用町地域創生・人口ビジョン・総合戦略で推進されているところだと思ひます。  
発足して数年がたちますが、具体的な佐用町の取り組みと、その成果についてお伺ひいたします。  
1、創生戦略会議はどのように開催をされているのでしょうか。どのくらい、何回ぐらひ開催されたのかということですか。  
それから 2 番めに、会議のメンバー、構成員は、どのようになっているのですか。  
3 番、地域づくり協議会や自治会との連携ができ、地域活性化に結びついているのか。  
4 番、少子化対策の取り組みは順調に推移しているのか。  
5、雇用確保の取り組みでどの程度、雇用が増えてきたのか。  
6 番、これは地域創生というよりも活性化に結びつくんだと思うんですけども、小規模農家の今後将来あるべき姿は、どのような形が理想なんだろうかということをお伺ひしたいと思ひます。  
なお、戦略会議を立ち上げられた年に、この内容について、2、3 の議員の方が質問をされているようでございますので、重複しないように、私は質問をさせていただいたつもりでおひりますので、どうぞよろしくお願ひします。  
以上、あともう 1 問については、議員席のほうから質問させていただきます。

議長（山本幹雄君） はい、町長、庵途君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金澤議員からのご質問であります地方創生事業と地域活性化についてお答えをさせていただきます。  
これまで地方創生関連の動きを簡単に振り返った上で、それぞれのご質問にお答えをさせていただきます。  
まず、元総務大臣の増田寛也氏を中心とする日本創成会議が消滅する市町村というセンセーショナルなタイトルで、雑誌中央公論にレポートを発表したのが、平成 26 年の 6 月でございました。その後、国は慌ただしく同年 9 月に内閣総理大臣を本部長とする、まち・

ひと・しごと創生本部を設置され、11月には、まち・ひと・しごと創生法が成立、12月には人口問題についての将来の展望を示す、国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び、人口減少克服・地方創生のための5カ年戦略である、まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定をされたところでもあります。また、地方自治体に対しては国の総合戦略を勘案した上で、自治体ごとに地方版の総合戦略を策定することが要請をされ、マスコミにおいても連日のように、地方創生という言葉が報道をされ、一気に国全体が地方創生という言葉に染まったという状況であります。

本町においても、平成27年4月に企画防災課内に地域創生係を設けて、佐用町地域創生総合戦略本部を立ち上げ、外部の総合戦略会議である、まちづくり推進会議まちづくり部会のご意見を伺いながら、本町の総合戦略の策定を行ってまいりました。

町といたしましては、これまで長年にわたって、地域社会が人口減少しながら変化している、その変化に向き合ってきた、そうした経験と歴史を踏まえて、冷静に対応をすべきという認識を持って、人口減少対応策、また、人口減少緩和策、地域の魅力・元気づくり策を3つの基本方針とする佐用町地域創生人口ビジョン・総合戦略を平成27年12月に策定をして、国から示された地方創生先行型交付金・加速化交付金・推進交付金・拠点整備公費金等の各交付金を可能な限り活用をしながら、その取り組みを進めてきたところでございます。

以上を踏まえまして、それぞれのご質問にお答えをさせていただきますが、まず、1点目の「戦略会議はどのように開催されているのか」と2点目の「会議のメンバーは」とのご質問についてでございますが、先ほど、少しふれさせていただきましたが、本町の総合戦略会議、いわゆる外部委員による推進組織といたしましては、地域自治の担い手である町民と行政との協働によるまちづくりを進めるため、代表的な組織であります、まちづくり推進会議のまちづくり部会に、その役割を担っていただいております。ただし、国からの技術的助言により総合戦略会議には、産・官・学・金・労・言のそれぞれ各分野の委員の参画が求められたために、従前からの委員に加えて、新たに町内の金融機関やマスコミ分野の代表からの委員にも参加をいただいているところであります。会議につきましては、佐用町地域創生人口ビジョン・総合戦略の策定時におけるワークショップの開催や計画案審議、総合戦略と密接に関連する第2次総合計画の策定にかかる諮問・答申、人口ビジョン・総合戦略の進捗状況管理や地方創生関連交付金にかかる効果検証等の内容となっております。平成27年度以降で合計10回の開催をさせていただいたところであります。

次に3点目の地域づくり協議会や自治会との連携ができて、地域活性化に結びついていくのかとのご質問でございますが、本町では地域創生総合戦略に基づき、地域創生関連交付金等を活用して移住・定住促進事業や地域特産物の育成・強化、観光の活性化等を通じた交流人口の増加策等の、いわゆる地域創生として注目をされやすい事業も、当然、推進をしておりますが、一方では、住民の皆さんが持続的に地域で安心して暮らし続けられるよう、ハード・ソフト両面における生活基盤の維持・整備を行っていくことも非常に重要なことであるというふうに考えております。本町においては、こういった一般的には地味で地道なものと思えられがちな事業についてこそ、重要な地域創生事業であるとの認識に立っており、ご指摘の地域づくり協議会や自治会との連携についても、総合戦略の基本目標4の佐用の安心・安全・快適な暮らしを守るの中で、協働のまちづくり・町民主体のまちづくりの推進を、重点施策として位置づけているところであります。地域づくり協議会については設立から12年が経過をし、協議会ごとの個性も生まれ、さまざまなイベントの実施や地域課題への対応など精力的な活動が行われている一方で、地域における組織の硬直化や事業のマンネリ化、意欲の低下や後継者不足、また、町職員の協働のまちづくりへの意識の低下等、さまざまな課題が生じてきたのも事実でございます。施策の性質上、具

体的な成果を数値であげることは難しいところではありますが、今年度から地域・行政の双方がこの12年を振り返って、必要な部分を見直していくといった地域づくり協議会の振り返りの取り組みに着手をいたしております。地域の皆さんが良好な関係の中で将来的にも安心して暮らしていけることを目指して、地域づくり協議会が持続可能で、これまで以上に地域活性化にも寄与できる組織となれるよう、なっただくよう、町としても、ともに考え、取り組んでまいりたいと考えております。なお、先に申しあげました本町の総合戦略会議である、まちづくり推進会議まちづくり部会の委員には、地域づくり協議会と自治会からの代表者にも参画をいただいておりますので、今後も可能な限り連携を行いながら、地域創生の取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、4点目の少子化対策の取り組みについてのご質問であります。ご承知のとおり本町では、出産祝い金支給事業や不妊治療支援事業、また、中学生までの医療費無料化とか、第二子以降の保育料等無料化、小中学生に対する副教材費相当額の商品券による助成や、給食費の負担軽減など、各種の出産・子育て等に関する経済的負担を軽減する施策に取り組んでまいりました。また、こういった施策に加えて、結婚のための出会いの場の提供やえん結び支援員の新設、学童保育事業の拡充や病児・病後児保育の実施、ママプラザ・ファミリーサポートセンター事業の実施など、少子化への対策と子育て環境の整備・充実に努めて、結婚・出産・子育てへと切れ目のない支援に取り組んでいるところであります。人口減少や少子高齢化など、悲観的な数字が並ぶことが多い中ではあります。合計特殊出生率については、平成22年の国勢調査をベースとした数値が1.30であったところ、平成27年では1.42と若干ながら上昇をしております。もちろん、本町のような小規模の自治体では統計上の母数が限られておりますので、そもそも合計特殊出生率が上昇しても、出産可能世代の人口が減少すれば子供の数自体は増加をいたしませんので、手放しで喜べるものではないですが、少々明るい兆しと捉えまして、今後も引き続き人口減少緩和策の一環として、総合的な少子化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、5点目の雇用確保の取り組みに関するご質問でございます。民間事業者等における雇用の状況については詳細に把握することができませんので、総合戦略に記載をしている具体的な施策の結果としての報告をさせていただきます。

まず、学校等跡地利活用に関する被雇用者数・就労者数でございます。中安小学校跡地のサービス付き高齢者向け住宅での正社員8名、パート7名をはじめ、江川小跡地でのドローンスクールで正社員5名、三土中学校跡地での佐用まなび舎農園で正社員2名、パート10名など、合計で正社員24名、パート19名となっております。これは、平成29年度末の数値といたしておりますので、今年度に入ってから施設の利活用が開始をされました久崎小学校や中安保育園跡地にかかる人数は含まれておりませんので、現状では、さらにもう少し増加しているものと考えております。

また、被雇用者とは言えませんが、しごとの創出支援といった観点では、平成27年度以降に青年就農給付金を活用した新規就農者数が2名、新規起業・創業支援事業補助金を活用した起業件数が4件となっております。

また、若者の流出を食いとめ、少しでも多くの新卒者の方に町内にとどまっただくために、平成29年度から開始をいたしました町内定住就職奨励金の交付人数は、平成29年度で37人、今年度は現在22人となっており、この奨励金を交付しました59人中、約半数の31人が町内事業所に就職をされております。

現在、商工会とともに事業所への訪問を行い、情報の収集や意見交換等を行っておりますけれども、特に製造業における労働力不足が極めて深刻な状況であり、海外からの多くの技能実習生を受け入れて生産活動を続けている現実にも目を向けながら、雇用対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に6点目の小規模農家の今後のあるべき姿はとのご質問でございますが、近年本町にとどまらず、全国的に農業従事者の減少、高齢化が加速しており、国においても、農家の所得向上を目指して、農地の集積、集約化、機械の大型化を図るため、特に大規模農家や集落営農法人など、いわゆる担い手農家を優先した施策が展開をしております。

しかしながら、担い手農家だけでは、農村景観を守り、地域農業を維持、発展させていくことはできず、担い手農家と小規模農家の役割を明確にして、分担しながら、小規模農家が営農を継続できる取り組みを推進していかなければなりません。

こうした中で、総合戦略においては、基本目標の1の「佐用の資源を活かし、まちの賑わい、しごとをつくる」という中で、「営農体制の充実と担い手づくり」と「地域資源を活用した新たな産業の創出」を重点施策・事業に位置づけており、地方創生の各交付金を活用して、小規模農家に対応したさまざまな事業を展開しているところでございます。

具体的には、営農体制の充実と担い手づくりとして、小規模農家などを対象にして、野菜と果樹の基本的な栽培技術を習得し、継続的に生産者の掘り起こしを行うために、平成28年度から佐用いきいき帰農塾を開催をいたしております。平成28年度と29年度に延べ619人が参加をしていただき、その受講生が加工グループを結成をしたり、直売所に出荷を開始したりするなど、事業開始2年を経て、一定の成果を得ているところでございます。

また、地域資源を活用した新たな産業の創出として、薬草、ミツマタの試験栽培、産地化に向けた取り組みを展開をいたしました。薬草については、町薬草振興会を中心に佐用町の地勢に合った作物を選定するため、試験栽培を行って種苗を確保し、現在、ハトムギやトウキなどを栽培をいたしております。一方、ミツマタについても、荒廃森林の再生及び休耕田の有効利用による林業活性化の起爆剤とするため、栽培の調査研究を行っております。平成28年度には22戸の農家に依頼をし、真盛集落などの休耕田に6,400本のミツマタを植えております。

先ほど述べましたとおり、日本の産業構造が変化をし、農業人口が減少しており、今後より一層担い手農家と小規模農家の二極化が進むと予想されるところであります。こうした中で、農村の資源である農地や農業用水を維持管理し、地域農業を支えるためには多様な担い手が必要であり、小規模農家もその一端を大きく担っているというふうに考えております。規模拡大が必ずしも正しいわけではなくて、地域の特性を生かして、野菜や果物といった手間のかかる作物を栽培することは、小規模農家に比較的有利な農業と考えるところであります。本町におきましても引き続き、こうした地方創生の取り組みを実施しつつ、国や県、町の事業を活用しながら、小規模農家にも対応した支援を継続して実施してまいりたいと考えております。

以上、それぞれのご質問に対する答弁をさせていただきましたが、地方創生という国全体の大きな動きが始まって約4年がたったわけではありますが、国はこれまでも、国土の均衡ある発展を企図した全国総合開発計画、いわゆる全総や、現在も名称を変えて制定され続けております、いわゆる過疎法、また、竹下内閣時のふるさと創生など、今回の地方創生と同様にさまざまな取り組みを行ってきた歴史があります。

しかしながら、地方の人口減少と東京への一極集中は、とまるどころか加速化している現状であります。

これまでも何度も申し上げてきましたが、佐用町のような中山間地域では、人口減少が大きな問題であるという点については、何も現在急に始まったわけではなく、戦後経済発展の中、日本の国の経済発展する中で一貫して地方の人口が減少してきております。誰もが何十年も向き合ってきた課題であろうかと思えます。

本町といたしましては、こういった国の人口減少問題の動向に過剰に反応するだけではなくて、避けることのできない人口減少に適応しながら、人口減少の緩和、地域の魅力・

元気づくりに、これまで以上に引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

[金澤君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、金澤孝良君。

1 番（金澤孝良君） 状況は、よくわかりました。

1 番、2 番の総合戦略会議とメンバーの件なんですけれども、協議会を 10 回開かれているということで、結構やられているんだなということ、改めて確認しました。

兵庫県の戦略会議が平成 27 年から 9 回ぐらい開かれているようです。姫路市も大体それぐらい開かれていますので、会議の回数で評価するわけじゃないんですけれども、頑張ってやられているなと思うんです。

メンバーの件なんですけれども、おしゃられたこと、もうひとつ僕も、ちょっと十分には理解できなかったんですけれども、他市町村では、メンバーをホームページの中で、メンバー表というのを出されていますけれども、本町について、僕も大分検索してみたんですけれども、拾い出すことができませんでしたので、これで質問させていただいたんですけれども、先ほど言われましたように、産業界、官公庁、学会、金融機関、労働関係、言論関係、これ新聞社みたいなようですけれども、それから住民代表という方も、それぞれの地域では入れられているところがあるんですけれども、そういった委員会の表というようなのは、佐用町にはないのでしょうか。

誰に聞いたらええんかな。企画防災課長。

議長（山本幹雄君） はい、服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 先ほどの答弁にもふれさせていただいたんですけれども、佐用町のまちづくり推進会議のメンバーを充てております。

その推進会議の中で、まちづくり部会に所属していただいている方を住民代表というような形の位置づけでなっております。その名簿につきましては、ちょっと、公開しているかどうかという部分はわからないんですけれども、それ公開はできますので、また、こちらのほうに要求いただきましたらと思います。

[金澤君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、金澤孝良君。

1 番（金澤孝良君） これが義務づけられているかどうか、僕も知らんのんですけれども、知らんの言うか、わからないんですけれども、半数ぐらいな市町村がされていますし、全然載っていないところもあるんです。ですから、できたら、公表されているところがあるということは、したほうが明確にどなたがなっておられるんじゃないなということが、町民に対してのこういうことをやっておられる方が、こんな人がやられているんだなということがわかると思いますので、ぜひホームページ上で公表していただければと思います。

住民代表と、まちづくり部会ですか、という方が、どういう…。まちづくり部会のメンバーの方もどういった方か、ちょっと、存じ上げませんので、そういった方のお名前も公

表していただくか、この戦略会議の委員ということで入られるんだったら、その方々も役職名と氏名だけみたいですね。ですから、プライバシー上も問題ないのじゃないかと思えますので、ぜひ公表をいただいて、一生懸命取り組んでいただいている姿を形で公表していただければと思います。

どこもそうなんですけれども、産業界、こうやって、ものすごく、どちらかと言えば、立派な方が、こういった会議をされて、実際に、原案をつくられているんだと思うんですけれども、なかなか事業の表題についても、ものすごくわかりづらいといいますか、大まかな表題をつけられて、そういった会議で本当に十分に細やかな事業のところまで議論されているのかなというところは、疑問なんですけれど、佐用町においては、しっかりとやられているんじゃないかなというふうに思っていますので、メンバーの方にも再度、慎重に討議するようにお願いするところでございます。

地域づくり協議会や自治会との連携ができ、活性化に結びついているかということの答えをいただいたわけなんですけれども、僕も、このいろいろ地方創生のことを調べてみましたら、創生という言葉自体、ちょっと調べて、広辞苑によりますと、新しいものをつくり出すという表現しかされていないんですけれども、それぞれの地域によって、新しいものに取り組みなさいというのが、地方創生の推進だろうとは思いますが、なかなか既存のメンバーの中で、そういったことを創生することが難しいということで、こういった産業界とか、官業、学識経験者という方の知恵をお借りして、会議が開かれているのだと思うんですけれども、そういった中に、最終的には、やっぱり、それぞれの地域、過疎化の地域が活性化になってこそ、初めて創生事業も成功すると思われるので、やっぱり地域づくりなり自治会を巻き込まないと、創生会議で事業だけが前行きしても、やっぱり地域の活性化と連携しないことには、この計画が来年、5年計画ですか、5年が終わった途端に、助成金も交付金もないはということになったら、途端に尻切れトンぼになったというようなことでは、非常に残念な形になりますので、そういうことのないように、やっぱり地域づくり、自治会を巻き込んだ取り組みを、僕は頑張ってもらいたいなというふうに思います。

それから、少子化対策の取り組みで、どの程度増えたのかというのは、ちょっと、なかなか難しいことなんですけれども、今、ご説明があった中で、少子化が町長 1.42 言われましたかね。今の状態が。これね、1990 年、これ平成 2 年なんですけれども、その時に 1.57 ショックということで、新聞等に大きく報道されました。1.57 で非常に低いということで、社会問題になって、この日本の国も少子化担当大臣とか、そういったことを置こうじゃないかというようなことで、話が盛り上がってきたんじゃないかなと思うんですけれども、それまでが 1.8 前後だったのかな、我々の世代が子供が産まれて。それが 1.57 って、これは大変だということで、日本国が全体で少子化問題に一生懸命取り組んできた経過があると思うんですけれども、それから、なおかつ、今、言われた佐用町でも 1.42 まで下がってきたわけです。本当にこれは、何とかしなければいけないということで、本当に、どこの自治体も、この地方創生の推進化いうのを、戦略会議の中に上げられています。少子化対策を取り上げていない市町村は全国どこ見てもありません。必ず、その文言が入っているようなんですけれども、減ることがわかっているだけけれども、実際に、増える対策をやっていない。本当に、先ほども言われましたけれども、出会いの場とか、そういったものには取り組んでいるんですけれども、なかなか成果が出ないという。

何で成果が出ないのかという根本的な理由まで追求していない自治体、佐用町もそうだと思うんですけれどもね。本当に真剣になって取り組まないと、これほんまに大きな問題だと思います。

なぜかと言いますと、出会いの場とか、そういうのこしらえても本当に我々の近くの独

身男性もそうなんですけれども、幾ら呼びかけても、本当に結婚したくない人は、そういう場にも出向かないわけなんですよね。出会いの場を幾ら設けても、自分から進んで。それは、お前行ってこいやって後押しをする人がいなくては、なかなかできないと思うので、せっかく、そういった出会いの場もつくるんだったら、後押しをして、そういう場に無理やり押し込んで、やってみいへんかぐらい積極的な対策をしなければ、僕は、本当にせっかく出会いの場をつくられて、予算も執行されているわけなんだろうけれども、なかなか難しいんじゃないかと思います。

いろんな事業所も回られて独身男性がいないかということも取り組まれておるようでございます。事業所と言え、ここのそんなこと言ったらいけないかもわかりませんが、町職員にも男性、独身の方もおられると思いますので、そういった方も見本になって、どんどんと進んで、そういった場に出向いて、積極的に新しい出会いがあって、佐用町の人口を増やすために頑張っていたきたいというふうなことを考えております。思います。

それから、雇用の取り組みにつきましては、本当にわずかでありましてけれども、取り組みの中で、30名ぐらいの人数が増えたということは、大変、私、いい経過でないかと思えます。これからも、どんどん事業を創生することによって、佐用町の雇用の場というものが、どんどん増えることを、本当に、そういった事業を大切に継続をしてもらうことを、本当に期待をしております。

次に、6番の小規模農家なんですけれども、午前中に小林議員からの質問にもありましたように、本当に切実な問題を抱えております。そこそこの大規模農家については、いろんな補助政策があったりして、それはそれなりに頑張っておられる農家がありますので、いいとは思いますが、我々のような、収益性は全くゼロなんですけれども、自給自足の農業で、お米が取れたら自分とこで消化する。野菜が取れたら自分とこで消化する。田んぼが荒れなったら、畑が荒れなったら、それでいいわという農家です。そういった農家を本当に守ろうと思うのは、自己責任の部分が、それは100パーセントかもわかりませんが、今度、自分ができなくなったら、どうなるんだろうなという不安を抱えながらやっておられる方が多いと思うんです。

5年、10年すれば、本当に我々も、僕ももう66なんですけれども、あと何年頑張れるかなと思いがらやっているわけなので、そういった方の不安を、だから、お金を出せとか、担い手をつくれとかいう部分じゃなしに、やっぱり自分がなくなったら、誰に引き継いだらいいんだろうなという部分を、本当に考えますし、引き継ぐものがなかったら、ほんなら、その荒地は、今度、誰が管理するのだろうかというところで、先ほど、言われましたように、農会単位でとか、集落単位でとかいう、そういったフォローできる体制というものを、また、農林振興課のほうでも考えていただいて、助成金とは別に、やっぱり集落の事業を、どんどんと形を、これからの農業のあり方という形を、ひとつ町のほうで提案をしていただいて、どんどんと足を運んで、集落の、これからの農業のあり方を指導していただければなと思います。

大規模農家については、今の状態で、もっともっと頑張っていて、これからの次世代を担う担い手というのですか、やっぱりもうかる農業も大変大事なことだと思いますので、そのへんも今以上に経営上成り立つ農業というものは、若い人には推進をしてほしいと思います。

次に、地方創生推進交付金事業の効果検証についてということで、これも公式ホームページのほうから、ちょっと拝借させていただいたんですけれども、7事業に取り組んでおられると思うんですけど、これは担当は全てが企画防災課でよろしいんでしょうか。1が駅を中心とした地域公共網活用による生涯安心のまちづくりと移住定住促進事業とか、7事業は。課長、お願いします。



〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、服部課長。

企画防災課長（服部憲靖君） この7つの事業につきましては、企画防災課のほうで主要的なとりまとめはしておりますけれども、それぞれの担当課のほうで、実施のほうはしております。定住関係ですとか、先ほどの帰農塾なんかも、この事業に入っておりますので、それぞれの担当課のほうで実施のほうはしております。

〔金澤君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、金澤孝良君。

1 番（金澤孝良君） 僕も後の質問もありますので、いっぱい付箋つけてきたんですけれども、1つだけちょっと、よくわからないところがありますので、お聞きします。

本当は、ようさんあるんですけれども、1つだけ、東京オリンピック・パラリンピックの効果が次世代に引き継がれるレガシーの創出という事業をされているんですけれども、これが、このとてつもなく大きな表題をつけて事業として取り組んでおられるわけなんですけれども、後で、ちょっと僕も言おうかなと思ったんですけれども、評価されている方も、この議題は、ちょっとね、理解しにくいなど、これ作野先生なんかな、ちょっと言われているのは。ちょっと、委員会意見として出ているんですけれども、この取り組みって、佐用町単独じゃなしに、姫路市と神河町だと思っているんですけれども、何か加西市も書いてあるんですけれども、この取り組みは、やっぱり合同の会議で決定されたんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、服部企画防災課長。

企画防災課長（服部憲靖君） この事業につきましては、広域連携事業ということで、手上げ方式で、それぞれの先ほど言われました、姫路市、加西市、神河町、佐用町が広域連携して実施するということではございますけれども、実際のところ佐用町においては、生涯学習課のほうで、スポーツ事業ですとか、それから、文化情報センターでのさまざまなコンサートですとか、そういった事業が、この事業のメニューとなっております。それぞれ、2分の1の交付金を受けての実施事業ということで、先ほどの姫路市等につきまして、そういう開催案内等をして、広域的な中で、参加をしていただけるような事業というような形での展開をしております。

〔金澤君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、金澤孝良君。

1 番（金澤孝良君） 事業の内容はよくわかるんです。

さよう文化情報センターでは嘉門タツオの「トーク&ライブ」、それから、「飛龍」の

倭太鼓ですか、それから、平成 30 年の 2 月には中村正俊コンサート、この事業がそうだと思うんですけども、これと、そのちょっと、乱暴な言い方なんですけれども、東京オリンピック・パラリンピックの効果が次世代に引き継がれるレガシーの創出、この表題が、僕、ちょっと理解できんんですけれども、ちょっとうまく説明していただければと思います。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、企画防災服部課長。

企画防災課長（服部憲靖君） その点につきまして、本来の交付金の目的と多少ずれることがあるかもしれませんが、佐用町といたしましては、この交付金を全て、それまで実施していた事業じゃないですけど、そういったことに充てさせていただいて、財源確保といいますか、そういった意味合いも持った事業展開という形でさせていただいております。

ですので、ややもするとこじつけ的な部分もあろうかと思っておりますけども、なるべく、そういう広域事業として、オリンピック・パラリンピックの効果が次世代に引き継がれるというようなことでの目的を持った事業というふうにとらまえて実施のほうはしております。

〔金澤君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、金澤孝良君。

1 番（金澤孝良君） はい、わかりました。理解できないことはないということで、理解したいと思うんですけども、全国の交付金の事業一覧表いうのを、僕、プリントアウトしたんですけども、こういった、本当に大々的な表題をつけておられる市町村は、ほかにありません。この佐用町と姫路市と神河町ぐらいだと思うんです。ほか、もっと具体的な表題で交付金を受けられているのでね。

まあ、佐用町は、これ以外にも、ほかのものは個別の事業で交付金受けられていると思うのでいいんですけども、これは 3 市町村合併ということで理解いたしましょう。

その中で、最後にこちらの質問の締めくくりをしたいと思うんですけども、先ほど言いました評価、検証で委員会の意見を受けられていますはね、まちづくり推進会議まちづくり部会委員からのご意見というふうな形で評価を受けられていますけれども、これは、協議会の委員会の中で、反省会というのを受けられたのでしょうか。単独で、先生かどうかわかりませんが、お一人のご意見を吸収されたのでしょうか。ちょっと、それだけお聞かせ願えたらなと思います。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、企画防災服部課長。

企画防災課長（服部憲靖君） 8 月 20 日の全員協議会でも少しご報告させていただいたんですけども、まちづくり推進会議のまちづくり部会、先ほどの創生会議の中で、報告をさせていただいて、各委員の皆様にご各事業の実施状況等を配布させていただいて、アンケート形式でご記入いただいたものを一覧として掲載させていただいて、全協の時に配付させていただいたような次第でございます。

[金澤君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、金澤孝良君。

1 番（金澤孝良君） 意見の中にも厳しい意見も入っていると思いますので、今後、最終的な検証は、また、やられるとは思いますが、中間の検証として、こういった貴重な意見を参考にしながら、あと残りの推進をやっていただきたいと思います。

これで1点目の質問は終わって、2点目に行かせていただきたいと思います。

県道の拡張及び、延長についてですが、まず、県道中三河佐用線ですが、地元長谷地区役員と三河地区役員で合併前ぐらいだったと思うんですが、合同会議を開いて県に要望書を提出いたしております。しかしながら、実現に至らず現在に至っています。地形的な要因や利用頻度の状況、また、事業費の問題等であろうかとは思いますが、合併当初、町長も三河地区の交通の利便性からも必要な道路であると認識をされているように聞いております。

県に対して要望していただいた役員は、既に他界されている方もおられます。一生懸命地域のために活躍していただいた思いを実現させるためにも、町の積極的な取り組みを希望いたしますが、現段階での状況はどうなっているのかをお伺いいたします。

次に、県道横坂下徳久線、旧因幡街道だと思うんですが、長谷地区、特に口金近、奥金近の住民は姫路方面への利用頻度が非常に高く生活道路として使っているところではあります。幅員が狭く、ところどころに待避所は設けてあるんですが、なかなか、ちょうどいい具合に、その場所ではすれ違いができていないのが現状であります。バックをしなければ仕方がないというような幅員の状態であるのが現状でございます。

この2つの県道につきましては、地元の拡幅の要望書を県に…ごめんなさい、この因幡街道のほうの道路につきましては、地元として県に要望されたかどうかは未確認ですが、全面拡張が一番なんですけれども、現状よりもさらに多くの待避所をつけていただくように、これも町からの強力な要請を希望いたします。

どちらの道路についても、今後の見通しについて、町のご見解をよろしくお伺いいたします。

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、金澤議員からの2点目のご質問でございます。県道の拡張及び、延長についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、ご質問の県道中三河佐用線につきましては、中三河から、長谷集落を通過して、国道373号に至る延長約7.4キロの道路でありまして、中三河から奥長谷の約1.5キロメートルの間、山間部を通る道路で、現在、以前からですけれども、大型の車両は通行できない。現在では、ほとんど通ることのできないような状況になっている路線でございます。その点は、金澤議員もよく見いただいていることと思います。

この路線の改良を望む関係13集落ですね、南光側と長谷側、それぞれの集落の自治会長さんたちによりまして、合併後、県道中三河佐用線改良促進協議会、これを平成19年に組織されて、それから、平成26年まで要望活動が行われてきたところであります。

現段階で、その状況はどうかと、どうなっているかというご質問でございますが、

はっきり申し上げまして、現段階での進捗はございません。これは当初から、非常に地形的にも、この道路を貫通させて、車が通れる道路にするためには、莫大な費用がかかると。なかなか、今、ほかにも、いろいろと事業を行う中で、県としても非常に難しい要望であるということ、このことは常に県のほうからもお聞きいたしております。

県において、今、言いましたように、現在、計画中の路線を優先して事業を行っていたいておりまして、本路線の通行量や費用対効果を考えると、当然、すぐに県が計画的に事業を行うための社会基盤整備プログラムという計画を持って、いろいろと佐用町内の県道等の改良にも取り組んでいただいているんですけれども、そのプログラムに掲載するという、これは非常に、今の段階ではできない。そういう回答をいただいております。

2点目の県道横坂下徳久線につきましては、これは、国道373号から口金近を通過をして、下徳久へ通じる約4.8キロメートルの県道でありまして、議員ご指摘のとおり、口金近釜須口橋の中国縦貫道路の高架下付近より、下徳久間の道路については、待避所の設置により交互交通という形で対応している路線となっております。

平成21年以降の要望につきましては、側溝の修繕等の要望が提出をされ、これは県に対して上申をし、また、部分的には県も対応をいただいているところであります。

本路線に対する拡幅等の要望書については、まだ、そこまでの提出はございません。

町といたしましては、県に対しまして町全体の道路状況を踏まえた上で、それぞれ改良について要望を継続して行っているところでありますが、県においても、合併以降、県道だけではなくて、国道の道路整備、また、徳久バイパス、徳久トンネル、また、県道若桜下三河線バイパス工事や、また、県道千種新宮線、県道上三河平福線など、また、福原佐用線ですね、そうした数々の県道、国道の改良工事等実施をいただいております、町内の各それぞれの走る路線についても、かなり改善、改良ができたというところであります。

しかし、そういった中であっても、まだまだ、こうして主要県道においても改良がお願いをしていかなきゃいけない必要などというところはたくさんあります。そうした要望につきましても県土木、県当局に対しまして、継続して要望をしているところであります、県につきましては、先ほど言いましたように、限られた予算の中で、精いっぱい計画的に事業を展開をしていただき、なかなか一気に、あっちもこっちもというところで工事をしていくということは、なかなか事業効果もあらわれませんので、一つ一つ、ある程度の事業をできた段階で、また、次の箇所の改良を行うというような考え方で取り組んでいただいております、今、金澤議員からのご質問にありました2路線、特に、この中三河佐用線については、まだ、生活道路として奥長谷地区ですね、その地区までの改良も、まだ、できていないところがあるわけです。かなり、進捗をしているわけですがけれども、そうした狭いところの改良を、まずは優先しながら取り組んでいただきたというような要望を継続して行っていきたいと、そういうふうに考えているところであります。

以上、ご質問に対するお答えとさせていただきます。

[金澤君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、金澤孝良君。

1番（金澤孝良君） まず、県道中三河線なんですけれども、経過は承知いたしました。

ただ、本当に、あれが県道に昇格したのは、あれが言うたらあれです、その道路が昇格したのが、長谷村時代の昭和10年ぐらいだと聞いております。当時、僕らも何回かは、小学校まで通っているんですけれども、三河山崎方面へ行く時には必要な道路だったみたいで、車力道路って、1メートルぐらいの道路なんですけれども、長谷村の時に、将来

必要な道路であるということで、認定されたようではすけれども、それ以降、佐用坂も待たなあんぐらいな小さな道だったんですけれども、それが車の通りが多いので、今現在のように至っていますけれども、我々が車に乗りよった時分には、佐用坂も片側通行のような道路でした。そのほうが、どんどん、どんどんきれいになって、奥長谷の道路が必要じゃないような格好になってしまったんじゃないかと思うんですけれども、いずれにしても、町長がおっしゃられたように、民家があるところまでは、早急に、まだ、狭い1車線といいますか、対面、待っておかな、とまらなければだめな道路が何百メートルぐらひはありますので、早急に民家の最終地点までは頑張ってくださいたい。要望していただきたいなど希望するわけです。

それから、横坂下徳久線につきましては、開通はしておるんですけれども、少ないところが多い。ところどころ側溝ですか、きっちり整備はさせていただいております。

地元の者同士がすれ違う時には、ここのカーブは来そうななということで、割合譲り合い精神でするんですけれども、ゴルフ場のお客様という言い方悪いんですけれども、あまり通りなれていない方が通りますと、割合、とっさに出会ったりして、年に1回ぐらひは小さな事故なんですけれども、接触事故なんかされているように聞いておりますので、できるだけ早い対応をお願いできたらなと思います。

県にずっと継続で要望していただいておりますということで、そのことにつきましては、私のほうもこのぐらひで質問のほうを終わりたいと思いますので、今後とも、強力にぜひ要望をしていただくようお願いいたしまして、僕のほうの質問は、これで終了したいと思います。

議長（山本幹雄君） 金澤孝良君の発言は終わりました。

続いて、10番、金谷英志君の発言を許可します。

〔10番 金谷英志君 登壇〕

10番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。

私は、安定した財政は今の住民のために活用をについて、伺います。

平成29年度佐用町の決算審査の審査意見書では、平成29年度決算においては、合併特例債や過疎対策事業債の借り入れ等による効率的な財源の確保に努め、中長期的な展望のもと起債の繰上げ償還や減債基金、公共施設等の大量更新を踏まえた公共施設等整備基金への積み立てなどが堅実に行われ、実質収支、一般会計は黒字であり、財政健全化判断比率においても、実質公債比率6.6パーセント、将来負担比率零パーセントと、将来を見据えた堅実かつ安定した財政運営が行われているものと評価すると述べています。そこで伺います。

平成29年度、兵庫県下自治体の中で、佐用町の年度末基金現在高は住民1人当たり何位に当たりますか。

平成29年度、兵庫県下自治体の中で、佐用町の普通会計、特別会計を合わせた公債費未償還元金から基準財政需要額算入見込額を引いた額は住民1人当たり何位になりますか。

この安定した財政は、今の住民のために福祉サービスの充実や子育て支援の充実、産業振興施策の充実に充てるべきではないか。

町長の見解をお伺いします。

議長（山本幹雄君） はい、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からのご質問、1点目の安定した財政は今の住民のためにとというご質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、本町の住民1人当たりの基金現在高は、県下何位かのご質問でございますが、平成29年度末、普通会計ベースで住民1人当たり約55万円となり、金額の多い順で県下1位でございます。しかし、この数値は、県が公表した各自治体決算数値と国調人口を基に、本町が独自に試算した数値であり、国・県及び各市町の公表数値ではございませんのでご了承くださいたいと思います。

続きまして、全会計の未償還元金から基準財政需要額算入見込額を引いた住民1人当りの額は、県下何位かのご質問であります。県下他市町の全会計の未償還元金額及び各市町の基準財政需要額算入見込額が公表されておらず、そのために順位の試算は、これではできませんでした。

本町の全会計の平成29年度末、未償還元金は、約221億円、基準財政需要額算入見込額は、後年度の算入分も含めて、総額約183億4,000万円であります。

未償還元金から基準財政需要額算入見込額を差し引いた住民1人当りの額が、約21万4,000円となります。

続きまして、現在の安定した財政は、今の住民のためにとのご質問についてお答えをさせていただきます。

本町では、さまざまな福祉施策、子育て支援、教育環境整備、道路整備や商工観光の施策、また、防災対策、また、災害の復旧事業等各分野において、積極的な取り組みを行っていると思っております。

決算の総額は、類似団体の平均を大きく上回っておりまして、普通建設事業及び民生費の住民1人当りのコストにおいても類似団体平均を上回っております。

ご質問の今の住民のための施策の充実につきましては、ご指摘のとおりであり、今この町に住む皆様が安心して住みやすい町を目指して町政運営に取り組んでいるところであります。今の住民が住みやすい町とは、世代を問わず将来にわたって安心して暮らしていける町、そして、この町で育った子供たちが、成長してからも住み続けたいと思える町、そんな町こそが、今住む皆様が、安心して暮らせる町だというふうに考えております。

これから大規模な各公共施設等更新時期を迎えるわけでありまして、上下水道等ライフライン整備などは、数十年のスパンで、そうした維持管理、また、整備を考え、施策を判断していかなければなりません。

現在、策定中の公共施設配置等の最適化計画も20年、30年先を見据えた計画とならなければならないと思っております。

今後におきましても、今の住民の皆様の安全安心な生活を第一に考え、積極的施策を進めていくと同時に、この町、佐用町がいつまでも住みやすい町であるように、将来を見据えて安定的な町政運営に取り組んでいきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、金谷英志君。

10番（金谷英志君） 広報さようで決算議会が終わった後で出されました号については、

歳入で説明の中で述べていますけれども、地方債は、後年度負担の軽減を図るため、元利償還金の 70 パーセントが国から交付される合併特例債、過疎債などを有効に活用していますと述べています。

一方、歳出については、町民 1 人当たりの借入金現在高は、県下自治体のなかでも非常に高額であるため、将来にわたり安定した町政運営を維持するため、公債費において繰上償還を行いました。この中でありますけれども、県下自治体のなかでも非常に高額であると。借入金残高。これの根拠は何でしょうか。

[総務課長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、森下総務課長。

総務課長（森下 守君） 平成 29 年度末の普通会計ベースによります住民 1 人当たりの地方債の現在高でありますけど、これも佐用町は独自で資料等で調査をさせていただいた数字なんですけど、県下でいきますと、第 7 位になります。第 7 位の 77 万 5,000 円という額に、こちらのほうは調査をしております。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、金谷英志君。

10 番（金谷英志君） 先ほど、町長の答弁で 1 回目ありましたけれども、1 人当たりが交付税算入額を引いたら 21 万円ぐらいと、これが公表されている中でも比較が、そういう同じ土台で比較しなきゃいけませんからそうなのでしょうけれども、普通会計で、これは県が公表している分ですけれども、普通会計しかわからない。特別会計の公債費については、わからないということなんですけれども、地方債残高で、佐用町が普通会計で 135 億円。それから、上郡町が 96 億円。太子町が 110 億円。神河町が 119 億円。福崎町が 112 億円ということですか、これだけ見たら、佐用町はいかにも 7 位と言われましたけれども、そういうふうになってしまうんですね。

ですから、正確な指標としては、私、県なり国なりが公表していないから比較できないということなんですけれども、実際、こういうふう広報に書かれる以上は、この広報を見ると、基金も 100 億円を超えて多いんですけれども、221 億円借金がいうことで、基金もあるけど借金も佐用町は多いなというふうな印象を持たれると思うんですね。

ですから、実際には、先ほど、町長が言われましたように、1 人当たり 21 万円ですから、広報の書き方として、私、これどうかなと思うんですけれども、これ、前年の平成 29 年度には、こういうふうな歳出については書かれていない。歳入については、同じような有利な合併特例債や過疎債を利用して、そういうふうな負担軽減には努めているという中で、今回、改めて、平成 30 年度の決算については、こういうふうな広報について述べられているんですね。ちょっと、これは、住民的には誤解を生むんじゃないかと思うんですけれども、町長、いかがですか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 誤解というふうに数字の中身を精査しながら、本当の実質負担というところ、そういうところを計算していくと、起債、償還に対する交付税算入というものが有りますから、そういう意味で実質の償還、財政、繰入額を差し引いた住民負担が少ないということには、当然、計算上はなります。

ただ、借金していることには間違いがないんで、これは、決して、嘘のことを書いているわけではない。その 210 何億円の特別会計まで入れますと、実際ありますね。

今回、広報等でも、そういうところの数字というものも、改めて、今、これだけの借金している起債の中身は、いろいろとあるけども、実際、事業はこれだけのこと事業をやっているわけです。事業を行った上で、起債を発行しているということで、たくさんの事業もやっていますよということも、町民の皆さんにもお知らせをするということが 1 つ 1 点あります。

それから、もう 1 つは、今、国も非常に地方の地方財政に対して、いろいろと厳しい見方をしてきて、特に佐用町だけではなくて、ほかの合併市町なんか、この 10 年間、その合併をしたという中で、やはり非常に危機感を持って、いろいろと取り組んでいた成果なんですけども、基金は、かなりどこの自治体も増えております。それに対して、国は、地方のほうは財政上豊かであるというような言い方を、かなりいろんなところで国として、そういう話が出てくるようになって、私たちは、それに対して非常に警戒をしております。

ですから、そういう中で、やはり資料として、こういうところに公表する時に、これだけの事業も行いながら、起債としては、これだけの借金がありますよということも明らかにしておく必要もあるという中で、広報等でも、そうした数値も説明として出してきたというところでもありますので、その点、町にとっては、私は、金谷議員とは見解の違いもあるかわかりませんが、やはり財政力が非常に低いということは、やはり事実でありますので、これから、先ほど申しましたように、これだけの施設、いろんな住民生活の基盤を、しっかりと維持管理していくためには、ますます、これからが本当に、なかなか大きな起債もない。有利な借金もできないような状況の中で維持していかなくちゃいけないためには、これは当然、必要な、今、財源だと、そういう考え方も持っておりますので、そういう点について、やっぱり国に対しても、町民にも、こういう説明をしていますという中で、国に対しても、しっかりと説明をしていきたいというふうに思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、金谷英志君。

10 番（金谷英志君） それは、基金が、借金が少なくなるほど、それは（聴取不能）上はいいんでしょうけれども、これは県が公表している兵庫県下市町の健全化判断比率の一覧というのがあるんですけども、平成 30 年度決算、速報値で決算の数値が出ています。

実質公債費比率は、県下 41 市町のうち、佐用町は 13 位です。

それから、将来負担比率については、佐用町 4 位です。いいですね。一番いいのが、ずっといいのが、播磨町が、これ将来負担比率については、マイナスは、もう表示しないということになっていきますけれども、県のほうとしては表示しないですけども、数字として出していますから、これで播磨町が 1 位ですね。それから、2 位が猪名川町。3 位が加東市で、佐用町は 4 位で、将来負担比率についても、交付税算入分も含めた、将来負担比率についてはどうか。それも加味した中ですから、私、これは県も公表していますから、佐用町は、その広報で出しているように、厳しいんだというふうなことではなしに、やっぱり将来負担比率は、財政的には状況がいいんだと、4 位ですから、県下でも 4 位のいい



ほうに入るといふうに、私は、改めて、それ思うんですけれども、いかがですか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 悪いとは言っていないと思いますよ。だから、これだけ基金においても、県下でも高いということも言っていますし、そこは、ちゃんと説明を公にしておりますから、でも、いいことはいいんじゃないかなというふうに、私は思っておりますけど。はい。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） 金谷君。

10 番（金谷英志君） ですから、財政運営については、町長ようやっておられるというふうに思うんですよ。

それを、今の住民のために使ったらどうか。

平成 28 年度、これは総務省が出している数字ですけれども、これは決算で確定した、平成 29 年度決算は、まだ、大体 2 月ぐらいに公表されるようですけれども、平成 28 年度で類似団体の順位、63 の類似団体が、佐用町の類似団体が全国で累計にわけてあるらしいんですけれども、63 のうち、類似団体の中で、佐用町は、将来負担比率については、第 1 位です。同じような、全国的な面積なり、そういう要件を踏まえて、（聴取不能）がやっている中で、1 位ですから、やっぱりええものを、ちゃんと今の住民のために使いなさいよという、私は質問なので、ですから、ある程度、将来に備えるのは大事でしょうけれども、先ほど、町長が言われましたような公共施設の整備もしなければ、インフラの整備も、これから老朽化がなって、そのためのお金も置いておかなきゃいけないと言われます。それは、そのとおりなんですけれども、ある程度、それは全国的な問題でありますから、総務省のほうとしても、財務省も関係してくるんでしょうけれども、それで、手当てをするというふうになりますから、佐用町だけが借金早く返して、基金も積んでというふうなことではなしに、やっぱり今の状況は、これだけ町長努力されてやってこられたわけですから、それを今使っても、私は、いいんじゃないかなというふうに思います。いかがですか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、庵逄町長。

町長（庵逄典章君） やはり、行政として、町民皆さんに、できるだけ幅広く、また、将来も見据えて、いろいろな公共サービス、住民サービス、福祉サービスを行っていくという、そういう中で、これもやはり佐用町だけが特別に、ほかの市町と比べて、そうした施策を充実してというのですか、より以上に充実させていける間は、それはそれで、今、言われるようにできるかもしれないんですけれども、でも、やはりそうしたサービスを行っていくのも、やはり同じ国として、同じような算定の中で交付税をいただき、財源措置をしていただいて、住民、町運営をやっているわけなのであって、佐用町の現在の、先ほど少しお答えで申し上げましたけれども、いろんな施策やっています。その施策が、言え

ば、近隣市町、また、全国のそれぞれ今言われた、財政上比較するという事は、また、ほかの地域の財政の中身だけではなくて、状況だけじゃなくって、そのやっている施策、その施策が、より低い施策をやっているということであれば、当然、その部分、足りない部分を、こういう財源を使いながら、また、充実をさせていくということは当然だと思えます。それは、私も全てが、佐用町が特段にいいというふうには思いませんし、足りない部分もあるかもしれません。ただ、いろいろな施策をやっている中で、私は、かなり近隣と比較していただいて、決して見劣りのしないようなことだけは、これ実際に、行っているというふうには、思っているわけです。

ですから、何もやらなくって、そうした住民、町民の方に対する、そうした施策を提供できなくって、しなくてお金が余っているんだと、そういう基金をためているんだというふうに言われるのであれば、それはそれで、よく私も反省をし、理解をしていかなければならないんですけれども、そうした行政のいわゆる福祉サービスとか、教育とか、いろいろな面での行政が行うべき施策というのにつきましても、ある程度のルールもありますし、それから、ほかと比較をするということも大事だというふうに思うんですね。

だから、その点で、じゃあ何が足りないから、どこに何をしてくださいというようなふうに、具体的に言ってもらえば、私も、また、そのところで議論をしたいと思うんですけれども、全体でお金がかかり、今のところ余裕があるから、もっともっと使えというふうに言われるのであれば、当然、そういうお金の使い方はできませんと。

やはり、今の住民のためというのは、言いましたように、今の方々の思いというのは、やっぱり次の子供たちのこと、孫や子供たちのことも考えて、皆さんは、やっぱり生活をされていると思うんですね。そういう意味で、決して、今すぐやるべきことが、今ではなくって、将来、何年か、10年先、20年先のことも、今の方にとっては、安心な生活の基盤になるのではないかという思いもしておりますので、基本的に、私は、考え方は変わらないというふうに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 金谷君。

10番（金谷英志君） 町長が言われるように、将来に備えて、今の政策が将来につながる。私、そのとおりだと思います。

ですから、具体的な、その政策についても、一般質問等、それから、予算審議の中でも、いろいろ私、提案もさせていただきました。

その中で、町長、そういうふりがありましたので、次の質問に移ります。

健康増進施設設置の検討はされたかについて、伺います。

健康増進施設の設置については、これまで三日月支所の空き部屋の活用を提案し、その時の町長の答弁は「庁舎の改造に当たっての構造的な問題、夜間・休日等の庁舎管理、セキュリティの問題、新たな機器の購入」などの課題を挙げつつ、「空きスペースの利活用については引続き検討する」、ということでした。そして、昨年12月の答弁では「医療費や介護費を削減していくためにも健康寿命を延ばすというのが課題であり、健康づくりを進めていく上で施設も必要だと考える」とし、「三日月支所ただ1箇所でもいいのか、地区ごとぐらいに整備できるのかこれも検討課題だ」と、これまでの答弁で述べられております。

これまでの、答弁を踏まえ健康増進施設設置の検討は、どう進められたのか伺います。

議長（山本幹雄君）

はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2点目の健康増進施設設置の検討がなされたかということについて、ご質問にお答えをさせていただきます。

従前から議員から、町民全てを対象にした健康増進施設の中心的な施設として三日月支所を活用できないかという趣旨のご質問をいただいております。これに対しまして、三日月支所活用の問題点、町全体としての健康増進施設の検討などについてお答えしてきたわけではありますが、昨年12月の質問以降、現在までの検討内容についてお答えをさせていただきます。

最初、三日月支所の施設、建物の活用についてでございますが、ご承知のとおり、三日月支所庁舎の1階は、三日月支所事務所と佐用郡森林組合事務所が入っております。2階、3階につきましては、役場各関係課の書庫として長期保存が必要な重要な文書類を保管しておりますが、一部空き部屋もございます。なお、4階部分は、佐用町商工会が区分所有をしております。

この支所庁舎につきまして、現時点における諸状況を考慮して、三日月文化センターの全ての機能を支所庁舎へ移転させて、庁舎と文化センターとを一体化させた活用方法を現在検討をしているところでございます。

三日月文化センターは、昭和54年の竣工で、来年3月で丸40年が経過することとなります。過去、たびたび修繕を行ってまいったところではありますが、躯体自身を含めた経年劣化が非常に激しくて、雨漏りも多々発生をしております。文化センターとして、今後も継続して使用するには、施設全体の大規模な改修が必要となり多額の経費を要しますが、大規模改修を行っても施設本体の耐用年数には、非常に限りがございますので、そのため改修には慎重な対応が必要だというふうに思っております。

一方、三日月支所につきましても、昭和61年11月竣工で32年が経過をしており、整備が必要な時期が来ております。よって、今後、文化センター機能を支所庁舎に全て移転をさせて、支所庁舎の複合的な利活用と施設の一体化による光熱水費等経常経費の効率化も図った中で、再整備を検討してはどうかというふうに考えているわけでございます。

その中で、現在、けんこうの里三日月2階に設置しておりますトレーニング機器の中で、安全性や耐久性を考慮し、町民の方が使いやすい健康増進につながる機器を一部移転をして設置することも、1つの案の中で検討したいというふうに考えております。

ただし、夜間や土日祝日に開庁することに伴う庁舎の管理方法を検討する必要がございますので、1階の支所業務に係る電算システムや公文書の管理、また、2階に設置しているケーブルテレビ中継機器のセキュリティ確保などの課題も多いために、こういう点については、今後、十分な検討が必要だということで考えております。

また、現状のままでは機能移転ができないために、庁舎の大規模な改修も必要となりますが、三日月支所庁舎の有効利用も踏まえて、そうした健康増進施設等も複合的に整備をするというような方向で、前向きに取り組んでいきたいと考えております。

次に、中核となる健康増進施設の設置ということでございますが、三日月支所庁舎に現在のトレーニング機器を移転することができた場合でも、あくまでも使いやすい安全で耐久性のある機器数台を移転し設置をすることとなりますので、現在、けんこうの里三日月に設置している機器は、そのほとんどが、平成7年購入であり、今後も移転利用できる機器や設置する支所のスペースにも限りがございます。管理方法についても十分な検討が必要となりますし、使いやすい機器を設置いたしますので、専属のインストラクターを、今、

配置するようなことは考えておりませんが、機器によっては、私は、また、新たな新しい機器を導入する、安全な機器を導入するというようなことも、当然、検討の中で加えて考えればいいのではないかというふうにも思っております。

よって、町全体の中核となる健康施設という位置づけは、三日月支所では難しいというふうには考えますが、今、特にテクノにありますトレーニング施設ですね、こういうところも佐用の町民の方も、かなり使っておられるようになっております。非常に充実したインストラクターも配置をされて、プログラムをつくって計画的に健康増進、トレーニングができる施設がありますので、当然、私は、そういうテクノのような施設を佐用町も含めて、中心にもっと活用ができるように、これも啓蒙活動をしていきたいというふうに思っております。

当然、佐用町におきまして、いろいろな形で健康増進を進めるために、いろいろな活動を行っていただいておりますので、そういう点について、それぞれ今後、長期的なスパンの中で検討すること、これは大切ではないかというふうに考えておりますので、また、いろいろとご意見賜ればと思います。

今後、健康福祉課、また、生涯学習課など、町関係機関を含めて、また、地域づくり協議会等とも一緒に検討も、こういう問題についても検討すべきだ、していただけたらというふうにも考えておりますし、また、地域づくり協議会の、いろいろな施設についても、また、空きスペースとか、そういう施設もあるところもあります。そういう点についても、そうした協議の中で議論をしていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、金谷英志君。

10 番（金谷英志君） 検討するというところで、支所と文化センターを一体的に、前向きに検討するということなんですけれども、それ、今、町長言われた、文化センターも老朽化していると。大規模な改修が必要となるということなんですけれども、議論の前提として、文化センターの機能を移転させると、全面的に移転させると、文化センターの機能というのは、何なんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 当然、建設された時には、いろいろなコミュニティ活動、文化活動を行うために、考えられて、あの施設が拠点施設としてつくられたという経過はあると思います。

ただ、庁舎の中にも、文化センターと言われると、どうしても一番中核的なのというのか、中心的な、その中の機能というのは、人が、みんなが集まって、いろいろな会合をしたり、行事を行う、そうした、いわゆるホールというものが、イメージとしてはあるわけですね。

ただ、現在の三日月の文化センターにはホールはありません。

〔金谷君「（聴取不能）」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） いや、その会議室というのか、

〔金谷君「ホール、文化センターにはない」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） ええ、文化センターにはね。

支所には、そのホールがあるわけです。

ただ、私がずっと見ていてね、支所のあれ老人センターという名前でつけられたんですか、あのホールは、年に何回かぐらいしか利用されないといいますか、使われていないんですね。あれだけのスペースと設備がありますので、もっと、あの施設を活用すれば、当然、そうした文化センターと言われる中身の中での機能としては、十分、そっちを使ったほうがいいのではないかと思いますし、あと時代の中で、現在の中で、文化センターにおきましては、地域づくり協議会の事務所を移転したり、一部図書室をつくったり、そういうものを、そこに設置をしているわけですがけれども、支所においても、先ほど申しましたように森林組合、そして、支所の一部窓口等機能が入っているだけで、ほとんど、空きスペースとなっておりますし、1階においても非常に無駄なと言いますか、使っていないスペースが多いわけです。

だから、そういう今のまま、そのままは使えませんが、支所を改造して、そうした文化センターで、今、利用している、そうした団体なり、また、図書室みたいなものとか、そういうものも、そちらのほうにコーナー設けていけば、十分、現在の支所で活用したほうが、町民の皆さんも使いやすいのではないかなというふうに、私は、考えております。

で、あそこも非常に狭い場所にありますので、文化センターにおいても、現在の三日月保育園が、あまり駐車場もありませんし、非常にスペースが少ない。だから、文化センターが、例えば、なくなれば、そこ撤去すれば、そのスペースも、いろんな形で、また、活用ができます。

ですから、現在の文化センター見ていただいて、非常に私は、使いにくい構造にも、現在のところとなっておりますので、そうした機能の集約化も、今の段階で、お金は相当かかりますけれども、今、そういう整備を行っておくべきではないかと。

先ほど、話のありました、今だったら、いろいろと有利な財源も求められますし、町の一般財源としても十分に手当てができる、まだ状態の中で、そうした方向を考えたかどうかということを支所長のほうには、それぞれ地域で検討を、皆さんに話を、皆さんのご意見をお伺いして、今後、年度内ぐらいには、十分検討してくださいということを指示しております。

それが、皆さんが、それがいいということで同意をいただければ、できるだけ早い時期に事業は実施をしていきたいというように、私は考えております。以上です。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、金谷英志君。

10 番（金谷英志君） 支所の一体化ということでは、それ、ほな文化センターは、もうなくしてしまうという、もう支所のほうにして、文化センターなくするという方向なんでしょうか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 私は、今、そのように説明しました。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、金谷君。

10 番（金谷英志君） それが、今、町長言われたように、皆さんの意見を聞いてという、検討中だということだと思えるんですけども、今現在の三日月文化センターの機能というのか、活用状況と、それから、支所の町長、老人福祉センターについては、ほぼ使われていないというようなこともありましたけれども、支所のホールとの利用状況は、どんなものでしょうか。支所長。

[三日月支所長 挙手]

議長（山本幹雄君） 服部三日月支所長。

三日月支所長（服部吉純君） 利用状況についてお答えいたします。

まず、文化センターでございますが、1階が県民交流広場的機能がございまして、2階、3階に大小5つの会議室がございます。合計としまして、平成28年度が延べ396回で、6,193人でございます。平成29年度としましては、286回で、5,421人ということですが、三日月保育園の大規模改修で、一部事務所がわりに1、2階を3カ月ほど使用しておりましたので、実数としましては、この平成28年度の約6,000人というのが近い数字だと思います。それが予約等で申し込みされた実数でございますけれども、県民交流広場のほうは、もちろん、その図書コーナーとか、冬・夏休みの小中学生の利用、また、地域づくり協議会の事務所がございます。

それから、庁舎のほうなんですけども、三日月の庁舎は老人福祉センターが1階、2階に混在しております。その老人福祉センターの利用が実績としましては、1階の小会議室と2階の大ホール。それから、大ホールに附属する教養娯楽室合わせまして38回で、941人という実績が出ております。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、金谷英志君。

10 番（金谷英志君） 私、健康増進施設の提案したというのも、午前中の質問でもありましたけれども、町の健康増進計画の中で、そういうふうな運動についても位置づけられています。

行政の取り組みとして、これ前にも言いましたけれども、住民による自主的な活動をつなげるために運動教室を開催し、指導者の養成をします。

2つ目に、年間を通じて利用できる運動施設の整備、活用を推進します。

これ、平成32年度までの健康増進計画の中に具体的な行政のやることとして、謳われ

ているわけですがけれども、その中で、身体活動・運動に関する事業としては、町長も前も答えられていましたけれども、いきいき百歳体操、それからスポーツクラブ 21、ふれあい町民プールのあめんぼ、この3つを上げておられるわけですがけれども、ただ単に体を鍛えるということよりも、健康増進、高齢者も大きなウエイトを占めると思うんですけれども、その中で、介護制度が町のほうになると、今年、来年からでしたかね、去年からですかね、変わりました、要支援者対象の介護予防サービス、運動機能向上プログラムなど、これ民間が入って介護予防の事業に、民間事業者がそういうふうに取り組むというようなことも、参入するというようなことも出てきています。

そういうことから若者の筋トレだけでなしに、高齢者も介護予防の観点から、そういうふうなことも健康増進施設と位置づけた中心的な、私、中核施設がやっぱり必要だと。

そりゃ、13 地域づくり協議会ごとぐらいに、それがあれば、高齢者の方も近くですから寄りやすいということもあるんでしょうけれども、それで、まず、拠点的な施設をつくって、それで足りないいうようであれば、地元でそういうふうなのつくっては、そういう方向も私はいいかと思うんですけれども、先ほどの町長の答弁の中でも、指導員なんかも、インストラクター的なものは置かない方向だと言われましたけれども、やっぱり、こういう拠点的なものについては、私、インストラクター的な、そういう指導者も、指導員も必要だと思います。

具体的な資格を持った人というのは、介護予防運動指導員というのがあるようです。こういうものも、やっぱりそこに配置して、保健師は町全般の保健のことも目を行き渡らせるということもあるんですけれども、介護予防運動指導員、それから運動機能のインストラクター等も、私は、町の中でやるべきだと、私、思います。

町長、先ほど言われた、テクノにも、そういうふうな施設があるということですがけれども、あそこも、なかなかプールもありますし、横にリハビリセンターがありますから、そういう中で、そういう施設も県が整備したということですがけれども、テクノについては、県立西播磨総合リハビリテーションセンターのふれあいスポーツ交流館というらしいですがけれども、大人 400 円、それから子供が 200 円、高齢者が 200 円、大体これ半日ですがけれども、これぐらいの料金設定でやられるということですから、私は、テクノにあるから、それに佐用町の方も行ってもらうような、広報すると、町長言われましたけれども、私は、やっぱり一人一人に対して合わせた運動機能のプログラムつくろうと思えば、やっぱりテクノではなしに、町独自のそういうふうな施設が、中核的な施設が必要だと思うんですけれども、改めて、町長、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） どちらが先かということにも、最終的になるんですけれども、本当に、そういうことをやれば、非常に健康増進につながり、また、介護予防にもつながり、効果は高いというふうに、私も思います。

ただ、なかなかじゃあ、そういう思いでつくっても、例えば、病院の関連した、そうしたリハビリとかとは違って、行きたい人が自由に行くということになると、利用者が現実、どことも少ないというのも、そういう問題が出てくるんですね。

旧三日月で、ああして、けんこうの里で、あれだけの施設をつくられて、あそこには、当初はインストラクターも置かれたと。

ただ、そういう中でも、なかなか利用者が少ないから、施設を旧三日月町の時に、はや

どうするのか、廃止するのかどうかというような問題も議論されたということも聞いておりますし、ですから、そうした専門の人が、ちゃんと指導しないと効果が出ないというのも、それも確かにそうなんだと思うんですけども、じゃあ佐用町で中核的などといって、ものを、そういう高齢者を対象に、特に、そういう人たちを対象につくった時に、1カ所つくって、距離がどうだと。例えば、三日月のところに、そういうものをつくったとしても、当然、なかなか、そこへ通えない、十分に行けないというようなことが、必ず言われるだろうというような想定ができます。

そういう中で、今、保健師や、そうした人たちが中心にいきいき体操とか、百歳体操とか、そういう器具も普及しながら、みんなが集まってという形をつくっているの、そういうところを、各町内、ある程度集約して、個別に3人や5人ではなくって、例えば、南光の文化センター、三日月のこの支所、上月の支所、それというような状況の中で、そうしたことを計画的に、みんなで作って、そういう活動していただくような体制ができるということが、一方では考えられた、計画した上で、そこの中でやるべき実際の事業というのは、どういう内容にするかと。そこに、若干の機器ですね、そういう物が必要であれば、何台かは、そこに、そういう物、簡単に使える物を置くとか、そういう形のことは可能かなというような感じもするんですけどね、その点を十分に、やっぱり検討していただかないと、ただ単に、何か新しいもの、中核的なものをドンとつくって、じゃあ皆さん、使ってくださいと言っても、なかなかその結果というのは、そんなに効果の上がるような活動が、全体に普及していくということが、これまでの経験、今までの状況を見ていると難しいという点であって、私は、今のところ、すぐインストラクターを置いたりするような、経費が一番大きくかかる場所ですから、それは、すぐに私はやりますということまでは言えないというのが、私の今の状況です。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 金谷君。

10番（金谷英志君） 今の状況で、そういう検討、最初の答弁では検討と、皆さんの意見を聞いて検討するということです。

町の健康増進計画の中でも、これは健診結果等で要指導となった人を対象に個人の体力や健康状態に応じた運動指導を行います。これは健康診断に要指導となったということも限られていますけども。

それから、高齢者等が外出しやすいよう、公共施設等のバリアフリー化。それから、参加しやすい、積極的に呼びかけるとか、外出を支援するためのさよさよサービス、これは外出についても、そういう施設については、その交通手段の確保も、やっぱりそれは必要だなというふうに、これ一体的な政策の中で、やっぱり私、町長検討してということですけども、ちょっと今、驚いたのは、支所と文化センターを一体化してということですから、その中でしたら、私は、支所の2、3、4階を、全部この健康増進施設に充てて、拠点とするような、そういう私は、構想だったんですけども、文化センターの機能を移転してというような、それだったらほんまに一部しかありませんから、それこそ中途半端になりますから、私は、やっぱり支所については、文化センターも老朽化していると言いながらも、ちょっと、やっぱり長寿命化の施策をとって、（聴取不能）は、やっぱり、そういうふうな今ある施設の利用としては、そういうふうな、検討するという、町長、皆さんの意見を聞いてということですから、そういうふうなことは、私はいいんじゃないかと、町長、今、1回目の回答はいただきましたから、そういうことで、町長の回答はそうなん



でしょうけれども、やっぱり地域の皆さんと一緒に、これは三日月支所の活用ということもありますし、町民全体の健康増進施設ということは、どうあるべきかということも議論、ここから、町長も積極的に、それについては議論に参加していただきたいと思います。私の質問終わります。

議長（山本幹雄君） 答弁ないね。  
金谷英志君の発言は終わりました。  
お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を午後3時30分からとします。

午後03時08分 休憩

午後03時30分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩と解き、会議を再開しますが、岡本安夫議員から親戚の通夜のため早退届が提出され、受理しておりますので、報告をしておきます。  
それでは、休憩前に引き続き、一般質問を続行します。  
2番、児玉雅善君の発言を許可します。

〔2番 児玉雅善君 登壇〕

2番（児玉雅善君） 2番、日本共産党の児玉です。よろしくお願ひします。  
まず、今回は、近年、本町内においても太陽光パネルの設置が各所で進んでいます。この太陽光の問題について、この場での質問とさせていただきます。  
危険な原発をゼロにするためにも、また、地球温暖化を抑制するためにも太陽光発電をはじめ、バイオマスなど、自然エネルギーを活用した発電施設が増えることは、私たちも歓迎するところです。  
しかしながら、その設置はルールにのっとり、環境や安全に配慮し、周辺住民の皆さんに十分説明、協議して、理解と納得を得た上での建設でなければなりません。  
そこで、現在、延吉地区新田坂で進められている仮称・延吉太陽光発電所についてお尋ねします。

- 1、この発電所計画について、町が当局が把握されたのはいつですか。
- 2、業者から町に敷地の伐採届けが出されたのはいつですか。
- 3、その届けの伐採の理由はどうなっていますか。
- 4、発電所設置の届けは、いつ出されましたか。
- 5、この発電所施設の面積は幾らでしょうか。
- 6、その出力はいくらですか。
- 7、発電事業者名はどうなっていますか。
- 8、事業者、あるいはその委託を受けた業者と地元自治会等住民との協議はどうなっていますか。
- 9、9月議会での一般質問での廣利議員の質問に「県の条例施行で本町も規制対象であり、独自では必要ない」とお答えになっていますが、そのお考えに変わりはありませんか。

10、今回の、業者の対応を見ても、本町独自の条例等で規制が必要であると思うが改めて町長の見解をお伺いします。

また、この質問通告書を出した後で、議会報告会の席で、住民の方から、この太陽光発電についての発言もありました。この発言を踏まえての質問は、質問席からの質問とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） はい、町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、児玉議員からのご質問の1点目の太陽光発電設置の規制についての質問にお答えをさせていただきます。

太陽光発電等の設置につきましては、県条例が制定をされております。その条例につきましても、新たに山林開発を伴う太陽光発電施設等を設置する場合、森林の保全規定が追加をされ、また、風力発電施設についてが、新たに追加をされておりますけれども、本町内の届け出件数といたしましては、平成29年度に1件、平成30年度11月末現在で1件の計2件の届け出がございました。

児玉議員が、今、ご質問の延吉地区に計画されております、その計画について、1つ目の、この発電所計画について、町が把握されたのは、いつですかということではありますが、2つ目の業者から町に敷地の伐採届が出されたのは、いつか。また、3つ目の伐採の理由がどうなっているのかにつきまして、関連がありますので一括してお答えをさせていただきます。

平成30年4月1日付で森林法第10条の8第1項の規定に基づき農林振興課に姫路市の業者より伐採及び伐採後の造林の届出書が提出をされ、その伐採面積は4,400平方メートル。伐採後の用途として、太陽光発電というふうに記載されており、この時点で町として、この計画がされているということについて把握をしております。

4つ目の発電所設置の届けは、いつ出されたかということにつきまして、現在のところ、まだ、発電所の設置届というものは出されておられません。当然、事業区域面積が5,000平方メートル未満になる場合には、届け出の義務はないということでもあります。

5つ目の、この施設の面積は幾らですかということですが、伐採面積は4,400平方メートルとなっております。多分、この敷地内に入る太陽光発電所の計画が、これから、今、なされているものだというふうに考えております。

6つ目の、その出力につきましても、そういうことで、届け出がないために不明でございます。

7つ目の発電事業者名はどうなっているかのご質問でございますが、こちら、発電所設置の届け出がないために、承知はいたしておられません。

8つ目の事業者、あるいは、その委託を受けた業者と地元自治会住民との協議はどうなっているのかということにつきましては、事業区域面積が5,000平方メートル未満の場合は、住民説明は、条例上の義務ではありませんので、町としては把握をしておられません。太陽光発電を設置する場合は、近隣の関係者への説明を行っていただくように、指導は行っております。この延吉の計画につきましては、先般、12月5日に地元説明会が行われたというふうに伺っております。

9つ目の9月議会の一般質問での廣利議員の質問で、県の条例施行で本町も規制対象であり、独自に、町独自に、今、条例を設ける必要はないというふうに答えたということですが、その考えに変わりはないかということですが、工事中、または維持管

理期間中に、近隣住民からの通報などにより太陽光発電施設の状況を確認する必要がある場合は、届け出を行っていない太陽光発電施設に対しましても、地域環境との調和が図られていない状況が発生した時は、状況把握のため、知事名で報告を求めることができることとなっているため、町独自の条例による規制は必要ないというふうに考えております。

そして、最後に 10 番目の今回の業者対応を見ても、本町独自の条例で規制する必要があるというふうに思うが、改めて私の見解を伺いたいということではありますが、地元が知らない状況で太陽光発電の設置が進められるケースも考えられますが、設置に関し問い合わせ等がある場合、事業区域面積が 5,000 平方メートル未満のものに対しても、近隣関係者への説明するよう、助言、指導を行っているところでもあります。太陽光発電が大きく設置する場合には、必ずその工事等の準備がされていきますので、そういう状況としては、地域の方も太陽光発電が、工事が、設置がされるのではないかとというふうに確認をされ、それに対して町も、そうした住民からの問い合わせに対しましては、そうした業者を特定をして、業者のほうに、事業者のほうに説明をするようにという指導を行っているところでありまして、先ほど申しましたように、この件につきましても、12 月の先般 5 日に地元の方々に説明をされたというふうに伺っております。

以上、この延吉での太陽光発電の計画、事業についてのご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、児玉雅善君。

2 番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

それでは、私のほうから、この計画について、私が知っている情報をお話しさせていただきます。

まず、この発電所計画なんですけれども、地元への説明、これが初めて行われたのは、先月の 18 日、この委託を受けている設計、たつの設計会社なんですけれども、そこの社長が延吉にて話されました。それが地元との実際の初めての接触です。その場に、私も同席させていただきました。

そこでわかりましたことは、この発電所計画に続く必要な土地ですね、現場の土地、あそこを購入されたのが約 3 年前、そして 1 年半前に経済産業省に申請されています。

そして、その申請 ID いうんですか、これがおりたのが今年の 3 月ですね。

そして、町に伐採届が出されたのが 4 月 1 日という流れになっております。

そうした問題、地元への説明なんですけれども、実際に伐採、それから同時に、その造成もされているんですけれども、その造成をするという連絡が地元の自治会長に連絡があったのが 5 月の連休明けで、そのすぐ後に、実際に工事に入っています。

ただ、その自治会長が、その当時、入院中だったもので、副会長に連絡があったんですけれども、その時は、伐採並びに造成ということだけで太陽光発電ということはおっしゃってないそうです。

そして、初めて、地元の者が太陽光発電所ができるという知ったのが、10 月の末、自治会長宛への電話で初めて太陽光発電ができるということを地元が知りました。

そして、初めて、それだったら地元の説明せなあかんやろうということで、呼んで、実際に業者が来たのが、11 月の 18 日という流れになっています。

そして、先ほど、町長もおっしゃいましたように、12 月の 5 日、先日ですね、初めて、

その代理業者じゃなしに、事業者、パワードリームという会社の児玉尚三という、本職は不動産業者なんだそうですが、その方も来られて、説明して、地元との協定書ですか、それを持って来られて協議の上、地元では協定書に判を押したそうです。

それで、判を押して工事が進むことになっています。

ただ、私が問題にしたいのは、これ面積が1万413平米、坪数にすると3,000坪の面積です。

そして、計画によりますと、発電出力が500キロワット、経産省のIDによりますと500キロワット、先日、その代理業者が11月18日に地元で説明したところでは、このパネルを新しい最新式の物に変えることによって750キロワットまでアップするそうです。

それで、問題となりますのは、県へのあれが、届けが3,000坪以上だと地元にも、ちゃんとせなあかんのやけども、3,000坪まではないんだと。実際にパネルを敷くのは2,850坪の部分にするから地元、町に届ける必要はないという言い分でした。

確かに、そうなのかもしれませんけれども、やっぱり地元としても、特に、あそこの新田坂いう、あの場所なんですけれども、養鶏場の下なんです。皆さんもご存じおとおり、あの養鶏場、以前に、私は、その当時は地元に住んでいなかったんですけども、公害問題で大変ひどい目に遭っていらっしやる地域なんですね。だから、そういった問題に関して、非常にナーバスになっている地区であります。そういった面でも地元への説明いうものが、もっと早くあってしかるべきじゃなかったか。

地元の方、業者は、そのことを公害問題があったということは、ご存じなかったんかもしれませんが、やっぱり新しい事業として、地元に入り込む以上は、地元への説明を、きっちりと説明してほしかったなと思っています。

これはもう、地元でも、その件で話し合いの時に、大分、話が出ていました。

そういうことで、今後もこういうことが、ずっとこの調子でいくと、あちこちで出てくるんじゃないかと思います。

一番心配していた景観の問題では、あそこは、ちょっと道の上になっていまして、利神山に登っても、あその場所は陰になるから見えないと思います。それから、道からも見えないので景観上はあんまり問題ないかと思いますが、ただ心配しているのは、斜面があるんですね。その斜面へのパネルの設置、これが私は心配なんです。

今でも5月に造成して、そのままほったらかしてあるものですから、土が流れ出して、側溝が埋まるような状態になっています。それも早いこと、どういった形で、その斜面の部分こうさくされるのかわからないですけども、その方法、うまく土砂が流れないように、災害が起きないように、万全な態勢でやってもらわないといけません。

そういった面を規制する意味でも、やっぱり条例が必要かと思っています。

それと、先ほども申し上げましたように、議会報告会で、地域の方から太陽光の問題について、やっぱり条例が必要じゃないかという意見が出されております。

それで、パネルですけども、これにはカドミウムであるとか、鉛であるとか、そういった有害物質が含まれています。そして、20年、25年とされています。パネルの寿命がきた場合、処理するのに1枚当たり約1万2,000円かな、かかるんですね。それが、あちこちでのパネル一斉に、その寿命がきた場合、どう処理するのか。本当にできるのでしょうか。

前に、2年ほど前の仕様なんだそうですけれども、情報ですけども、パネルを適正に処理できる施設は、国内には2カ所しかないそうです。

それで、先日、私もネットで調べましたところ、太陽光発電協会という団体が出している9月現在の適正処理の可能な産業廃棄物処理業者名、これはあくまでも中間処理だそうです。最終処理ではありません。それが全国で22社あります。近くでは、大阪の高槻、

それから岡山市に、その業者ありますけれども、そういった全国でも 22 カ所、そういったところがいっぺんに莫大な量のパネルが集中するかと思うんですけれども、本当に処理できるのか。

そして、心配なのは、例えば、そこで処理できるものだとしても、一番心配なのは、災害での廃棄されるやつなんですね。災害でだめになったパネルは、産業廃棄物としてではなくて、一般の災害ごみとして処理されるんです。いろんな瓦れきなんかと一緒に処理されるんですね。そうしますと、その有害物質なんかは流れ出すおそれがあります。

それと、処理するにも莫大な費用、これがかかるのを嫌がって、業者が寿命がきたパネルの費用捻出できずに逃げ出すおそれ、そういったおそれもあるのではないかと思います。

売電している状況の中で、将来の処理費用を見込んで積み立てていけば、まだ、いいんですけれども、この太陽光発電協会 J P E A、ここの調べたところによりますと、積み立てている業者というのは、低圧の業者の場合です。小型の小規模な業者の場合で 74 パーセント。高圧の業者の場合、大型の場合でも 59 パーセントの業者は、積み立てをしていないそうなんです。

そういった状態なので、本当に、莫大な費用を出して、適正に処理する業者が、本当に全部全部やってくれるのかどうか。そういった面も心配になってきます。

災害で水に浸かった場合ですと、パネルがだめになっていても、あのパネルに日が当たると発電し続けます。そして、接触すれば感電するおそれもあります。大変危険な状態なんですね。

そういったものを、適正に処理する。そういうのを担保するためにも、条例が改めて必要じゃないかと思います。

そして、大型の施設では、管理者や連絡先など明示している看板等を設置しているようなんですけれども、それに引っかけられない小さな小規模なところでは、ほとんど看板設置していません。いざ災害が起きた場合、どこに連絡していいのかわからない状態になっています。

例え、小さな業者であっても、施設であっても、そういった看板を設置させる。そういったものも、ちゃんと明示した、そういった条例を…、県の条例では、そこまで、まだ行っていません。そういった意味でも、改めて独自の条例の設定が必要ではないかと思います。この前の住民の方も、それをおっしゃっていました。私も、そう思います。

どうか、もう一度、改めて町長の見解を聞きたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 太陽光発電について、児玉議員も自然エネルギーの活用という点については、当然、これも国が進めている中で環境問題から見ると必要であるということをおっしゃる中で、ただ、いろいろな懸念事項がたくさんあるということもお伺いをしましたし、私も、その点については、ある程度は、当然、理解もしております。

ただ、町が条例で、そういう規制をするということ、これは、なかなか町独自だけでは難しい点、これは、私らも国に対して、経産省が、そうした施設を推奨して推進していく中で、そうした将来にわたる、また、担保するという、こういうことも国の責任としては、きっちりやっていただかなきゃいけないと、その点は、同じように、私は、逆に国に対しては思います。

それを、ほんなら町条例で担保する、できるかと言うと、県条例でも、なかなか、そう

した施設の将来にわたるものまで担保するような条例までできないというこの点を考えていただければ、これは、町の力といいますか、町の範囲を越えてしまうということもご理解をいただきたいと思います。

それから、この延吉については、私も以前から、この土地のことは、若干知っております。今、経過を児玉議員のほうからお聞かせいただいて、私も、そこまでは、全然把握はしておりませんでしたので、この太陽光事業のこれまで土地を造成し、また、地元の説明会をしたり、届け出をしたり、そういうことをお聞きすると、私は、事業者は事業者なりに、それなりに、私は、ある程度、きちっとと言いますか、すべきことは最低限はしながら事業を進められているのではないかなという感じを持ちました。

で、この用地のもとになるところは、昔、桑畑があって、そうした畑地なんですね。その余分に上の森林部分を伐採をされると。用地を広げてですね。そういうことでの開発ではなかったか、そういう計画をされているんだろうと思います。

この用地についても、以前、地元の佐用町の方が買収されて、所有されていて、ほかの計画があったというふうに、私は記憶をしております。

ただ、その計画が途中でやめられて、そのまま土地として更地として残っていたということで、今回、太陽光発電に活用するという事になったんだろうということを、これは推測ですけどもします。

用地の造成とか、それについては、経産省のほうには3年ぐらい前に届け出がされていると。全国のこの太陽光発電の事業を見ていると、実際に、そうした計画をして、経産省のほうに申請をして、1つの太陽光発電所の設置、権利みたいな設置する届け出をして置くとようなことは、そういう業者と、実際にそれを実施する、行う事業者、これが違う場合が結構あるみたいですね。そういう権利みたいなものを売り買いをされるというようなことではないかと思えます。

3年前、まだ、国の買入れ価格、単価が高い時に、申請をされて、そうした計画の認可をもらって、それをもっていまだに、その当時の売電価格でされるというようなやり方ではないかと、事業をされると、そのへんがやっぱり、その今国も、今になって、相当規制をしなきゃいけないとか、事業ができていないところは、もう取り消すというようなことがされていますけれどもね、当初から、そのへんが非常に問題のあったとこだというふうに思います。

ですから、この土地については、佐用町、今、事業をされている方が、誰が本当に最終的にこの事業を設置されるのかということが、まだ、土地の売買とか、造成の時には、最終的には決まらない中で進められてきたという点があると思います。これは、どこの事業もこういうやり方をしているので、これが違法だということはいえないわけです。

11月に説明会もされたと。そして、この先般、12月の5日には、地元で、そうした同意書の覚書も交わされたということでありますので、その点については、私は、事業者としては、本当に最低限の誠意ある対応をされているというふうに、今、感じたところであります。

後の、そうした太陽光発電が持つ将来の発電期間終わって、後の撤去し、パネルの処理、こういう問題について、これはこれで国としても、当然、全国で、今、これだけ、佐用町なんか、まだ少ないほうで、ほかのところもっとも既に設置もされており、それがいつ頃に寿命が来て、さらに新しいものに交換されるかどうかわかりませんが、そういう状態になった時に、どうなっていくかというのは、当然、国もわかっていることだと思いますし、こういう問題については、今後、私らも国へいろんな要望なり意見を言う機会もありますので、そういう点についても、しっかりと方針を決めて、今から準備すべきだという話はさせていただきたいなというふうに思います。

ただ私が、この町の条例を、今、必要だと言われるんですけども、なかなか今言われた、指摘されたようなことを、町条例で規定をすることが難しい。できないということと、また、県条例がある中で、県は、町が条例を制定するなら、全て町のほうで審査をしてくださいというのが、今、県のこの条例の実際の流れです。

ですから、町として、今のような、例えば、造成なりパネルの機器の性能とか、そういうことだけじゃなくて、設置にかかる場所の造成の問題とか、防災の問題とか、そういうことまで町で審査をするということは、今の町の職員体制ではできません。

ですから、これはやはり県に担保してもらったほうが、私は、まだ安心だという思いがしております、町としては条例までは…、条例を設置すれば、県は自動的に町が全て、この条例の執行をしてくださいということになりますので、それは県にお願いをします。

ただ、その条例以下のものについても、地域と、そういう連携をとって、皆さんの心配がないように、そうした事業者に対して、地元に対しての丁寧な説明をするようにという行政指導ですね、これはやはり町としては、しっかりとやっていくように、このへんは建設課が担当してくれておりますけれども、担当のほうにも指示をしているところであります。

そういう点で、ご理解をいただきたいと思えます。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、児玉雅善君。

2番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

そういうことであれば、何て言うんですかね、看板ですね、最低限度、事業者名、あるいは出力、あるいは連絡先、そういった最低限度のことを記載した看板、これを必ず設置するように、小規模なところであっても、看板の設置をしていただくよう指導していただくように、改めてお願いしまして、この点に対しての質問は終わらせていただきます。

次に、2点目の質問です。利神城跡の計画についてお尋ねします。

11月4日、平福文化と観光の会の研修旅行で、島根県安来市の月山富田城跡と、その麓にある城下町広瀬に行ってきました。

月山富田城は、ご承知のとおり尼子氏の居城で、尼子の再興を願って最後まで上月城で戦った山中鹿介を通じて佐用町、特に上月と非常に縁のあるお城です。

この月山富田城は昭和9年に国指定の史跡に指定されたそうですけれども、数年前までは頂上に登っても、頂上に登って上を見ても空が見えないような、そういった鬱蒼と木の茂ったところだったそうです。

それが5年計画で、今、今年が5年計画の4年目だそうですが、木を伐採し、道も登りやすく改修して、石垣も直すところは直して、また、樹木を伐採した途中で、新たな石垣等も見つかって、そこも改修しています。そして、今では立派な石垣が、当時をしのばせて山中鹿介の銅像など、いろんな施設もつくって、多くの観光客の方が登っていました。たまたま、日曜日だったんですけども、次から次へと登っていらっしやいました。

また、広瀬の町並みも、城下町といっても尼子氏時代の広瀬の城下町は、今は、川の底となっております。今の町並みは、毛利以降の江戸時代の町並みだそうですけれども、道幅も広くて情緒のある、本当に当時の繁栄をしのばせるすばらしい町並みでした。

そこで現在、進んでいます策定委員会の進行状況と、その討議内容は。また、それらを地元住民に広報する予定をお聞きしたいと思います。

そして、2番目に、策定委員会を傍聴することはできるのか。

そして、3番目に、まだ、これは先の話にはなるとは思いますが、策定委員会でまとめ、計画をつくり、実行段階になった時、その予算に対する国や県からの補助の規模や割合、それはどのくらいを見込めるのか。

以上、3点をお聞きします。

議長（山本幹雄君） はい、平田教育長。

〔教育長 平田秀三君 登壇〕

教育長（平田秀三君） 失礼いたします。

それでは、児玉議員からの2番目のご質問であります利神城跡の今後の計画についてお答えいたします。

まず、ご質問の1点目です。策定委員会の進行状況と討議内容及びその広報について、お答えいたします。

利神城跡保存活用計画策定委員会は、昨年10月13日、利神城跡が国の史跡指定を受けたことに伴い、直ちに立ち上げた組織であります。今後の利神城跡をいかに保存・整備し、また、活用していくかの方針を定めることをその目的といたしております。

委員会は、専門家5人、地元10人の委員に加え、3人のオブザーバーで構成しております。

専門家には、歴史文献を専門とする兵庫県立歴史博物館の藪田館長を委員長にお願いし、石垣、地盤工学、環境景観、建築学の各分野の第一人者に参画をいただいております。

また、地元からは、文化財保護審議委員会、教育委員、長谷地域づくり協議会、平福地域づくり協議会、郷土を考える会、商工会、観光協会、平福文化と観光の会、大字平福管理委員会の代表及び公募委員の皆様方に参画いただき、オブザーバーとして文化庁の調査官、県教育委員会文化財課及び県立考古博物館職員のご指導もいただいております。

委員会は、これまで3回の全体会議と1回の専門委員会を開き、文化庁が定める計画書の構成に基づき協議を行っております。

第1回目は、委員が現状の共通認識を図る意味から現地を視察し、計画書に追加すべき項目や、石垣、動植物に関する再調査及びデータ収集の必要性を確認されました。

第2回目は、利神城跡の本質的な価値を明確にする必要があるということで、専門的な見地と、これまでの地元と利神城の関わりについて活発な議論が交わされました。その中で、利神城跡は、全国に類を見ない山城の中でも当時の石垣が築城当時から修復されずに現存していること、山麓には御殿屋敷が残り、対岸には城下町として栄えた平福の街並みがセットで残っている点が、他の山城とは違い、高い価値を有することが再認識されました。

第3回目は、これまでの議論を踏まえ、計画の大綱及び基本方針の設定について議論をいただいております。

今後、本年度から来年度上半期にかけて、史跡としての価値を高め、生かすための詳細な方向性、その手法について検討を行う予定といたしております。

ご質問の住民への広報につきましては、6月に開催した専門委員会においても、利神城跡の保存と活用の取り組みは、学ぶ場の充実と町民への情報発信が必要であるとの提言がございました。

町といたしましても、利神城跡等の保存と活用のためには、地元はもとより町民にその価値を正しく理解いただき、町の宝として、後世に残したいという意思を多くの方々に共有していただくことが重要であると考えているところでございます。



こうした観点から、現在、第2回までの会議の概要を町ホームページに公開しており、今後も随時公開して、審議の状況を明らかにしてまいります。

また、ある程度、計画の全体像ができた段階で、タウンミーティングの開催やパブリックコメントによって、情報発信と意見募集を行いたいと、このように考えております。

次に、2点目の策定委員会の傍聴についてのご質問につきましては、この委員会は先ほども申しあげましたように、専門家及び多くの地元委員の皆さんで構成しております。そのため、それぞれの立場で自由闊達なご意見を出していただきたいことから、公開しないことを委員会で決定されておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、地元の委員の皆様には、それぞれの団体を代表して委員会に参画いただいておりますので、それぞれの団体でも広く周知していただければ幸いと、このように考えております。

最後に、3点目の、事業実施にあたる国や県からの補助の規模・割合の見込みについてのご質問にお答えいたします。

利神城跡の保存整備に当たっては、大きな事業費と長い事業期間必要となってまいります。

文化財保護法に基づく国庫補助金事業では、史跡の活用整備事業として、国が50パーセント、県が25パーセント、町が残り25パーセントを負担する補助事業がございます。この事業は、遺構調査、整備工事、防災設備工事、計画策定などの工事関連費のほか、広報、学習会などのソフト事業も対象となっております。

また、保存を図るために指定地を買い上げて公有化する場合の補助事業もあり、これは国が80パーセント、残り20パーセントのうち、3分の1を県が負担するものでございます。

いずれの補助制度も、実際には国・県の予算の範囲内で執行することですので、制度上の補助率が保障されているとは限りません。文化財関係補助金以外にも有利な起債、交付金事業の活用などさまざまな財源確保を考えていかなければならない。このように考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、児玉雅善君。

2番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

本当に利神城の保存・活用、これ本当に、これからの佐用町の観光、文化、いろいろな面でキーポイントになる事業だと思っております。何としても成功して、多くの皆さんに来ていただけるような状態にしていってほしいと思っております。

そこで、さっきも申しました、月山富田城の整備事業の内容を安来市のほうから取り寄せました。あくまでも、参考までにご紹介させていただきたいと思っております。

まず、予算ですけれども、整備事業5カ年計画、ほぼ5カ年で5億円。1年で約1億円前後の予算で、やっていらっしゃるようです。

そして、国の補助が、やっぱり50パーセント前後ですね。県からの補助は、わずかですね。

平成27年度が整備事業費1億904万3,000円、国庫補助が5,452万1,000円、県の補助が88万6,000円。

平成28年度が事業費1億3,581万8,000円、国庫補助が6,790万1,000円、県の補助

はゼロとなっております。

平成 29 年度は 1 億 2,000 円の事業費で、国庫補助は 5,000 万円、県の補助が 358 万 7,000 円。

平成 30 年度が整備事業費 6,523 万円、国庫補助が 3,261 万 4,000 円、県の補助が 87 万 2,000 円。

平成 31 年度が 8,200 万円の事業費で、国庫補助が 4,100 万円、県の補助が 205 万 1,000 円。

5 年間の合計で 4 億 9,209 万 3,000 円の事業費で、国庫補助が 2 億 4,603 万 6,000 円、県の補助が 739 万 6,000 円となっております。

そして、その内容ですけれども、本当に、あの大きな山の登り口から、ずっと頂上まで伐採して、道を新たにつけて、本当にすばらしい状態になっています。利神山もこうなればいいんですけれども。

ただ、上天で、一番、利神山の場合ですね、非常に、ここに比べると厳しい状況にあると、私、思います。まず、山が急峻というんですか、比較的きつい上り坂。そして、山が狭いですね。山域が。月山だったら、大きな山が、結構大きな広い山なので、登る人も比較的ゆったりと登れるところなんですけれども、利神山は、そうもいかない。

そして、石垣の足場いうんですか、崖があって、石垣が組んでいて、そののあれが狭いので、作業的にも大変な、工事が始まると大変な作業になると思います。

そのために、いろいろ大変だと思いますが、何とか、佐用の目玉となりますように、また、兵庫県全体の目玉となりますように、皆さん、本当に、策定委員会の皆さん、本当に御苦労さまでございますが、頑張ってくださいと思います。

それと、いろいろネット見ていると、いろんな写真出ています。山へ登ったらあかんことになっておるはずなのに、やっぱり写真見ていると、ああ、登ってはるんやなという方がいらっしやいますね。そういった面でも事故のないように、みんな登りたいんですけれども、本当に危険な状態であるのは、私も何回か登ってみて、本当にわかります。決して事故の起こらないように、改めて、規制いうんですか、なるべく登らないようにいうことを改めてアピールする方法とか、規制いうんでもないですけれども、何とかうまくする方法を考えていただいて、決して事故の起こらないように、以前にも何年か前にありましたけれども、ヘリコプターで救出するようなことのないように、状態で進めていっていただきたいと思います。

また、策定委員会の方も、また、何回も山へ登らないといけないと思いますけれども、どうか事故のないように、気をつけていただくようお願いしまして、私の質問終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（山本幹雄君） 児玉雅善君の発言は終わりました。

お諮りします。あと 4 名の方の質問が残っておりますが、これで本日の日程は終了したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めますので、これにて本日の日程を終了します。

次の本会議は、明日 12 日、午前 10 時より再開します。

それでは、本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

